

第 5 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成29年10月16日

(平成28年度決算)

(農林水産部、健康福祉部)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成29年10月16日(月曜日)

午前9時58分開議
午後0時5分休憩
午後0時58分開議
午後2時19分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第44号 平成28年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 平成28年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成28年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 平成28年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(11人)

- 委員長 坂田 孝志
- 副委員長 浦田 祐三子
- 委員 村上 寅美
- 委員 前川 收
- 委員 氷室 雄一郎
- 委員 藤川 隆夫
- 委員 小早川 宗弘
- 委員 森 浩二
- 委員 田代 国広
- 委員 内野 幸喜
- 委員 磯田 毅

欠席委員(1人)

- 委員 増永 慎一郎

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

- 部長 濱田 義之
- 政策審議監 福島 誠治
- 生産経営局長 川口 卓也
- 農村振興局長 西森 英敏
- 森林局長 三原 義之
- 水産局長 木村 武志
- 農林水産政策課長 千田 真寿
- 政策監 下田 安幸
- 団体支援課長 杉山 正三
- 流通アグリビジネス課長 山下 浩次
- 農業技術課長 堤 友信
- 農産園芸課長 大島 深
- 政策監 上田 慎二
- 畜産課長 中村 秀朗
- 農地・担い手支援課長 鳥井 修
- 首席審議員兼
- 農村計画課長 村山 直康
- 農地整備課長 福島 理仁
- むらづくり課長 久保田 修
- 技術管理課長 今田 久仁生
- 森林整備課長 長谷川 誠
- 林業振興課長 古家 宏俊
- 森林保全課長 木下 節夫
- 水産振興課長 山田 雅章
- 漁港漁場整備課長 田尻 雅裕

健康福祉部

- 部長 古閑 陽一
- 政策審議監 渡辺 克淑
- 医監 迫田 芳生
- 長寿社会局長 福田 充
- 子ども・障がい福祉局長 柳田 紀代子
- 健康局長 田原 牧人
- 首席審議員兼
- 健康福祉政策課長 野尾 晴一朗
- 健康危機管理課長 厚地 昭仁

高齢者支援課長 谷 口 誠
 認知症対策・
 地域ケア推進課長 下 山 薫
 社会福祉課長 島 川 圭 二
 子ども未来課長 吉 田 雄 治
 首席審議員兼
 子ども家庭福祉課長 富 永 章 子
 障がい者支援課長 奥 山 晃 正
 首席審議員兼
 医療政策課長 松 岡 正 之
 国保・高齢者医療課長 早 田 章 子
 健康づくり推進課長 岡 崎 光 治
 薬務衛生課長 大 川 正 晃

会計管理者兼出納局長 金 子 徳 政
 会計課長 無 田 英 昭

監査委員事務局職員出席者

局 長 高 山 寿一郎
 首席審議員兼監査監 小 原 信

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文 輝
 議事課主幹 甲 斐 博
 議事課主幹 若 杉 美 穂

午前9時58分開議

○坂田孝志委員長 皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから第5回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前には農林水産部の審査を行い、午後から健康福祉部の審査を行うこととしております。

それでは、これより農林水産部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いしま

す。

それでは、農林水産部長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、濱田農林水産部長。

○濱田農林水産部長 それでは、着座にて失礼をいたします。

まず、決算の説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員長報告におきまして、施策推進上改善または検討を要する事項等とされました2点につきまして、その後の措置状況を報告させていただきます。

1点目の御指摘は「中山間地域の農地集約について、成果が出ているけれども、優良農地ではないところについては、地域で連携して作物戦略や販売戦略を立てるなど、今後の農業従事者の高齢化も見据えて取り組むこと。」という御指摘でございました。

これにつきましては、中山間地域の農地集積についてですが、地域ぐるみで農地を守る受け皿づくりを支援しておりまして、これまで、県独自の事業を活用して、25の地域営農組織あるいは法人が設立されております。

また、耕作条件が悪い農地につきましても、農家負担を最大ゼロにまで軽減をいたします県独自の施策を講じながら基盤整備を行い、農地の集積も進めております。

さらに、各地域では、普及組織により、農地集積と一体的に収益の柱となる新規作物の導入を後押ししております。

加えまして、今年度からは、単県事業として、中山間農業モデル地区支援事業を創設いたしまして、所得向上や担い手確保に向けた農業ビジョンづくりに取り組んでおります。

今後は、ビジョンに基づきめ細やかな基盤整備あるいは高単価作物導入のための施設整備を支援してまいります。

2点目の御指摘でございますが、「青年就農給付金事業につきまして、その周知及びニ

ーズの掘り起こしを図るとともに、安心して営農できるよう、事業の改善に取り組むこと。」でございました。

これについてでございますが、平成28年度、本県の青年就農給付金事業の給付実績、これは1,019名でございまして、4年連続で全国1位の状況となっております。

これまで、制度の周知とニーズの掘り起こしを図るために、県内はもとより、東京、大阪などで就農相談会を開催し、数多くの就農希望者に対し、県や市町村の就農支援制度の情報提供や給付金の説明を行ってきた結果であると考えております。

あわせて、市町村やJAなどの就農準備研修機関と連携をいたしまして、ホームページや広報誌での周知、個別相談での説明にも取り組んでおります。

また、ここが一番大事なところですが、給付者の就農定着を強化し、安心して営農を続けていただくために、就農前、就農後の切れ目ない支援が何より重要と考えております。

そのため、まず、就農前におきましては、研修機関による実践的な技術習得の研修を行うとともに、就農後については、市町村と地域振興局あるいはJAなどと一体となりまして、経営・技術、資金、農地分野の3名による専門サポートチームを構成し、きめ細かに支援を行うなど、事業の交付対象者ごとに就農後の営農課題の改善指導を実施しております。

以上が御指摘の2点の報告でございます。

それでは、農林水産部における一般会計、特別会計の平成28年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の説明資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。横書きの説明資料の1ページをお願いいたします。総括表が載せてございます。

まず、歳入につきましては、一般会計と2つの特別会計を合わせまして、収入済み額が

427億400万円余、収入未済額が1億7,100万円余となっております。収入未済額の内訳は、漁港公害防止事業費事業者負担金などでございます。

これまでの取り組みといたしましては、債権者の財産差し押さえや分納誓約書によります分割納入等により、平成27年度末より1,600万円余減少をいたしておる状況でございます。さらに努力してまいりたいと考えております。

また、右側の歳出でございますが、一番下の段を見ていただきますと、支出済み額が673億2,700万円余、翌年度繰越額が753億9,400万円余、不用額が188億5,500万円余となっております。

翌年度繰越額は、主に熊本地震などに伴います災害復旧費などでございまして、工事の実施に当たり、資材の調達あるいは建設関係技能者の確保が困難となり、不測の日数を要したことなどによるものでございます。また、不用額につきましては、補助事業における要望額の減等によります事業量の減少や事業執行に伴う入札残などでございます。

以上が農林水産部の決算の概要でございましたが、詳細につきましては、この後、各課長から御説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○坂田孝志委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

初めに、本年度の定期監査結果に関する報告における農林水産部の指摘事項は、農地整備課、森林保全課について指摘がありました。後ほど、担当課長から説明いたします。

それでは、お手元の決算特別委員会説明資料に沿って説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

農林水産政策課の歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

1段目、総務費のうち、一般管理費につきましては、繰越額、不用額ともございません。

中段の農業総務費の不用額864万円余につきましては、経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、附属資料の1ページをお願いいたします。

翌年度繰り越しについて説明させていただきます。

農業公園における農業公園施設災害復旧事業につきましては、工法検討に関する工事調整に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。熊本地震の影響により、入札も不調が発生しましたが、その後、落札、着工と順調に進み、来年2月には完了の予定でございます。

農林水産政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○杉山団体支援課長 団体支援課でございます。

資料は、決算特別委員会説明資料にお戻りください。

説明資料の5ページをお願いいたします。

5ページから7ページまでが一般会計の歳入でございますが、不納欠損はございません。

また、5ページの2段目、諸収入の収入未済額3,400万円余につきましては、後ほど附属資料により一括して説明させていただきます。

次に、8ページから一般会計の歳出でございます。

9ページをお願いいたします。

上段の農業金融対策費につきまして、不用額が1,600万円余ございます。主な理由は、備考欄の上段に記載しておりますとおり、貸付金の資金需要が見込みを下回ったことや経費節減による執行残でございます。

10ページをお願いいたします。

上段の農業共済団体指導費の不用額320万円余につきましては、主に事業量の減少に伴う執行残でございます。

11ページをお願いいたします。

3段目の水産業協同組合指導費の不用額530万円余につきましては、事業量の減少や経費節減に伴う執行残でございます。

12ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、不納欠損はございません。

2段目の繰越金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で6億7,900万円余の増となっておりますが、これは、前年度の貸付残額を翌年度に繰り越して貸し付ける仕組みとなっております。前年度の貸し付けが少なかったことにより繰り越したものでございます。

中ほどの林業・木材産業改善資金貸付金償還元金と、13ページの2段目の林業・木材産業改善資金違約金の収入未済額につきましては、一般会計同様、後ほど附属資料により説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

歳出でございますが、上から2段目の林業・木材産業改善資金助成金の不用額5,120万円余につきましては、資金需要が見込み額を下回ったことによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計の歳入でございますが、不納欠損はございません。

2段目の繰越金につきまして、予算額と収入済み額との比較で3億6,700万円余の差が

ありますが、これは、貸付残額を繰り越した
ことによるものでございます。

下から2段目の沿岸漁業改善資金貸付金償
還元金と下段の貸付金延滞違約金の収入未済
額につきましては、後ほど附属資料により説
明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。

歳出でございますが、沿岸漁業改善資金助
成金の不用額3,700万円余につきましては、
資金需要が見込みより少なかったことによる
ものでございます。

続きまして、決算特別委員会附属資料のほ
うをお願いいたします。

附属資料の77ページをお願いいたします。

団体支援課の収入未済の状況について御説
明をいたします。

上段の表、一般会計では、農業改良資金貸
付金の元金2,450万円余と延滞違約金960万円
余が収入未済となっております。このうち、
本年9月末現在で92万円余を回収しておりま
す。

中段の表の林業・木材産業改善資金は、元
金640万円余と延滞違約金40万円余が収入未
済となっております、これも9月末現在で
150万円を回収しております。

下段の表、沿岸漁業改善資金は、元金
1,000万円余、延滞違約金470万円余が収入未
済となっております、9月末現在で17万円
余を回収しております。

78ページをお願いいたします。

上段の表は、収入未済額の過去3カ年の推
移でございます。

1段目、2段目の農業改良資金の元金と違
約金の合計額は、前年度と比較いたしますと
167万円余減少しております。

3段目の漁協金融円滑化貸付金は、延滞違
約金につきましては、誓約書に基づき分納中
でございます。

4段目、5段目の林業・木材産業改善資金
の元金と違約金の合計額は、前年度に比べま

して350万円余減少をしております。

6段目、7段目の沿岸漁業改善資金の元金
と違約金の合計額は、前年度比較で22万円余
減少をいたしております。

団体支援課の収入未済額全体では、前年度
に比べまして600万円余減少をいたしており
ます。

下段の表の収入未済額の状況でございます
が、延滞者の数は、右下の合計欄の件数17名
となっております、うち16名は分割により
納付中でございます。なお、その他の1名に
つきましては、債務者が自己破産をしたもの
でございます、連帯保証人は全て死亡、さら
に、その法定相続人も全て死亡や相続放棄
をしていることが調査で判明しておりまし
て、請求が不能となっているものでございま
す。現在、債権放棄、不納欠損に向けて、関
係課と協議中でございます。

79ページをお願いいたします。

平成28年度の未収金対策でございます。

未収金の回収に向けては、一括支払いが困
難な場合には、できる限り分納してでも償還
していただくという方針で取り組んでおりま
して、分納計画を確実な納付に結びつけるた
めに、毎年、面談によりまして、債務者や連
帯保証人に対する催告を行っております。ま
た、連帯保証人と連名で分納誓約書を徴する
といったことにも取り組んでおります。

未収金の回収につきましては、今後とも、
地域振興局や農協、森林組合、漁協などの関
係機関と連携を図り、経営状況等も十分把握
をいたしまして、回収に努めてまいります。

団体支援課は以上でございます。よろしく
お願いいたします。

○山下流通アグリビジネス課長 流通アグリ
ビジネス課でございます。

まず、一般会計資料のほうに戻っていただ
いてよろしいでしょうか。

説明資料の17ページでございます。よろし

いでしょうか。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

続きまして、一般会計の歳出について御説明いたします。

説明資料の19ページをお願いいたします。

一番下段の農業総務費でございますが、予算現額7億4,100万円余に対しまして、6億5,900万円余の支出、1,000万円余の翌年度繰り越し、不用額は7,100万円余となっております。

翌年度繰越額の内容につきましては、後ほど御説明させていただきます。

不用額の主な内容は、経費節減、卸売市場施設災害復旧事業の工事見直しによります事業量の減少、また、熊本地震を受けての海外でのトップセールスを自粛したことなどによる執行残でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

下段の農業改良普及費でございますが、予算現額2億4,400万円余に対しまして、2億900万円余の支出、不用額は3,400万円余でございます。

不用額の主な内容は、企業の農業参入促進・定着支援事業の要望減など、事業量の減に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の2ページのほうをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

くまもと6次産業化総合支援強化事業でございますが、資材の不足により不測の日数を要したため、繰り越しを行ったものでございます。工事は、6月までに全て完了しております。

流通アグリビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○堤農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料に戻っていただきまして、21ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。

ページが飛びますが、24ページをお願いいたします。

24ページが一番下の段の雑入の収入未済額6万円につきましては、後ほど附属資料により説明させていただきます。

次のページ、25ページをお願いいたします。

歳出について説明申し上げます。

一番下の段の農林水産業費の農業改良普及費でございますが、不用額の1,700万円余につきましては、人件費の執行残や経費節減等による執行残でございます。

26ページをお願いいたします。

26ページ、2段目の農作物対策費でございますが、翌年度繰越額の600万円余につきましては、附属資料により後ほど説明させていただきます。

不用額の2,800万円余につきましては、主に入札に伴う執行残や経費節減等に伴う執行残でございます。

次のページ、27ページをお願いいたします。

2段目の農業研究センター費でございます。

翌年度繰越額4億8,300万円余につきましては、附属資料により後ほど説明させていただきます。

不用額の3,000万円余につきましては、人件費の執行残や経費節減等に伴う執行残でございます。

28ページをお願いいたします。

28ページの下段の災害復旧費でございます。

昨年度の熊本地震、豪雨災害の復旧費でございます。8億6,100万円余の繰越額につきましては、附属資料により後ほど説明させて

いただきます。

不用額の2,900万円余につきましては、被害額は当初の想定額より少なくなったこと、及び入札による執行残でございます。

続きまして、附属資料で繰越事業及び収入未済につきまして説明させていただきます。

附属資料の3ページをお願いいたします。

附属資料3ページから4ページにかけて、農業技術課所管の繰越事業でございます。

まず、3ページの一番上の段の農業生産工程管理(GAP)導入促進事業でございます。

平成28年度の国の経済対策に伴うものでございまして、GAPの体制整備等を行うものでございます。国からの交付決定が、28年12月末、そして29年3月末となったことによりまして、必要な事業期間がとれなかったために、一部を繰り越しているものでございます。12月には事業完了の予定でございます。

次に、上から2つ目の施設改修事業でございます。

これは、阿蘇市にございます農業研究センター草地畜産研究所の給油タンクの改修を行うものでございますが、改修内容など委託条件の整備に不測の日数を要したことにより、全額を繰り越したものでございます。平成30年2月には完了予定にしております。

次に、上から3つ目の農研センター本部施設等保全計画策定事業でございます。

これは、農業研究センターの本部施設の長寿命化のための保全計画を策定するものでございますが、熊本地震などの影響や委託条件の整備に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。平成30年3月末までには完了の予定でございます。

次に、次世代農業ローカルイノベーション創出事業でございます。

これは、平成28年度国の経済対策により、農業研究センター各研究所の施設整備等を行うものでございます。真ん中ほどのアグリシ

ステム総合研究所から、一番下の茶業研究所まで、4つの研究所を整備するものでございます。国からの交付決定が2月下旬となりまして、適正な事業期間が確保できなかったことによりまして、繰り越しをしているものでございます。現在、各工事の設計など、発注の準備中でございます。今年度末の完了を予定しております。

次のページ、4ページをお願いいたします。

4ページ、農業研究センター施設・設備災害復旧事業でございます。

これは、昨年度の熊本地震と豪雨災害により被災をしました農業研究センター各研究所の施設設備等の復旧を行うものでございます。一番上の茶業研究所から、一番下の果樹研究所まで、復旧を行うものでございます。資機材及び建設関係技能者の不足や工法の検討に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。未着工の工事の一部でございますが、今月中には工事に着手しまして、今年度末の完了を予定しております。今後とも速やかな工事の完了に努めてまいります。

続きまして、80ページをお願いいたします。附属資料80ページでございます。

収入未済の状況につきまして説明させていただきます。

1の平成28年度歳入決算の状況のとおり、収入未済額が6万円となっております。これは、昨年11月に玉名地域振興局管内で発生をしました公用車の交通事故に伴う損害賠償金でございます。過失割合は、当方0、相手方100でございます。平成29年1月に示談が成立しておりますが、相手方に十分な資力がないために、分割納付を受けることとしたことから、収入未済となっているものでございます。今後とも未収金の早期の回収と交通安全の徹底に努めてまいります。

農業技術課は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○大島農産園芸課長 説明資料のほうにお戻りください。

説明資料の29ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入について御説明をいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

上から2段目の国庫支出金ですけれども、予算現額と収入済み額との比較で91億円余の減額となっております。これは、国からの交付金の減及び繰り越しに伴い減額になったものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

上から4段目の諸収入でございますけれども、予算現額と収入済み額との比較で33億円余の減額となっております。主な理由といたしましては、下から2段目の産地パワーアップ事業補助金について、国の経済対策に伴い、9月補正で予算措置を行ったもので、繰り越しをして実施しているため、減額となったものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

資料、31ページをお願いいたします。

4段目の農作物対策費ですけれども、翌年度繰越額97億円余につきましては、後ほど附属資料にて説明をいたします。

不用額42億円余につきましては、主な理由といたしまして、備考欄にございますとおり、入札に伴う執行残が13億円余、これは、主に強い農業づくり交付金を活用して実施をいたしました熊本地震の災害復旧工事に伴う入札残でございます。

また、国の内示減に伴う執行残が25億円余でございます。これは、国の経済対策に伴いまして、平成27年度に国のほうで打たれた経済対策、これを2月補正で県のほうでは予算措置をいたしました。平成28年度へ繰り越した

産地パワーアップ事業において、事前に国から使い勝手のいい事業として情報提供があり、県内各産地で事業活用の機運が高まったことを受けて、予算規模として計上したものでございます。

国からの予算の配分段階におきまして、本県から要望が多かった低コスト耐候性ハウスは産地パワーアップ事業では利用しにくいことが判明いたしまして、事前に国と調整した上で、本県から要望しました低コスト耐候性ハウスについては、強い農業づくり交付金のほうで予算配分をしていただきました。これに伴いまして、産地パワーアップ事業の国からの内示額が下回ったものに伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料のほうをお願いいたします。繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の5ページをお願いいたします。

1段目の生産総合事業、2段目の阿蘇火山防災園芸対策事業、4段目の産地パワーアップ事業につきましては、主に園芸用のハウスなどを整備しているものでございます。いずれも年度内に全ての箇所ですべて完了予定となっております。

3段目の熊本地震被災施設整備等対策事業、5段目の農業共同利用施設災害復旧事業につきましては、米のカントリーエレベーターや野菜、果実などの集出荷貯蔵施設の熊本地震に伴う災害復旧事業でございます。いずれも年度内の完成予定でございます。

農産園芸課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の34ページをお願いいたします。

歳入につきまして、34ページから38ページまででございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との差が大きいもの

について説明させていただきます。

35ページをお願いいたします。

上から4段目の家畜伝染病予防事業費負担金につきまして、予算現額と収入済み額との比較で1億8,182万円余のマイナスとなっております。これは、主に昨年度、南関町で発生いたしました鳥インフルエンザ防疫措置において、ウイルスの封じ込めのために必要な事業量を見越して予算化しましたが、関係各位の多大なる御協力のもと、防疫措置が早期に終了し、また、周辺農場への拡大がなかったことから、事業量が減少いたしましたものでございます。

また、防疫措置後の発生農場や周辺農場等の補償がありますが、発生農場での大型重機による防疫作業に伴う施設や道路等の損壊の補償査定、周辺養鶏農場の出荷停止による収益減少や飼料等の掛かり増し経費の算出、再開に向けた地域住民との環境対策の話し合い等に時間を要するため、翌年度への繰り越しに伴う調定額の減によるものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

上から3段目の農業・食品産業強化対策整備交付金につきまして、予算現額と収入済み額との比較が2,850万円のマイナスとなっております。これは、畜産総合対策事業において、翌年度への繰り越しに伴う調定額の減によるものでございます。

上から4段目の畜産競争力強化整備事業費補助につきまして、予算現額と収入済み額との比較が48億7,303万円余のマイナスとなっております。これは、地域ぐるみで収益の拡大を図るため、畜舎等の整備を支援する畜産クラスター事業において、国が昨年8月に打ち出しました経済対策に対応したもので、29年度分を前倒して確保することになりました。これに伴い、翌年度へ繰り越したため、調定額の減となったものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

下から3段目の畜産・酪農収益力強化等特

別対策事業補助金につきまして、予算現額と収入済み額との比較が12億620万円余のマイナスとなっております。これも畜産クラスター事業になりますが、28年度から、畜産クラスター事業の一部を、国、外郭団体、公益社団法人中央畜産会が実施することになりましたので、区分して管理しております。これも、国の経済対策に伴い、平成29年度分を確保することになりましたので、翌年度への繰り越しに伴う調定額の減によるものでございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

39ページをお願いいたします。

1段目の総務費につきましては、翌年度繰越額及び不用額ともございません。

最下段の畜産振興費の不用額2億446万円余の理由につきましては、右の備考欄に内訳を記載しておりますとおり、そのほとんどが事業実施後の執行残によるものでございます。

その主なものといたしまして、地震対策として、県が先行して予算化しました40ページの4の畜産経営安定対策事業の中の死亡家畜処理や飼養管理を支援する畜産経営復旧緊急支援事業と、再開に向けた家畜導入を支援する地域畜産復興支援事業について、国からの要望を受けまして、国が同様の事業を予算措置していただきましたので、1億4,456万円余が不用となったものでございます。また、翌年度の繰越額は、先ほど説明しました畜産クラスター事業等の繰り越しに伴うものでございます。

41ページをお願いいたします。

上段の家畜保健衛生費につきましては、不用額2億9,668万円余でございますが、右の備考欄に内訳を記載しておりますとおり、事業実施後の執行額が2億9,243万円余となっております。その主な理由といたしまして、歳入で御説明しました鳥インフルエンザ防疫

対策事業において、南関町での防疫措置が早期に終了したこと、周辺農場への拡大がなかったこと、以上の2点から、2億5,369万円余が不用となったものでございます。また、翌年度への繰越額は、先ほど歳入で説明しました、南関町で発生しました鳥インフルエンザに関する補償等の経費に要する繰り越しに伴うものでございます。

続きまして、別冊附属資料の繰越事業について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1番目の畜産クラスター事業は国の経済対策で、先ほど説明いたしましたとおり、29年度当初予算分の国費が前倒しで措置されたことから、本県も、それに呼応いたしまして、28年9月補正で予算化したため、繰り越したものでございます。畜産農家からの要望がありましたものは全て実施予定でございます。

2番目のひと・うし・しごとづくり事業は、9月補正で予算化しましたが、国からの交付決定がおくれ、年度末までに適正な事業実施期間が確保できなかったため、繰り越したものでございます。工事は、7月までに全て完了しております。

3番目の畜産総合対策事業、4番目の地域畜産復興支援事業、5番目の環境保全型農業総合支援事業、6番目の家畜保健衛生所施設整備事業につきましては、熊本地震の影響で、地元との協議や工事請負入札のおくれにより、当初の予定どおりに実施できなかったため、繰り越したものでございます。

畜産総合対策事業については、工事は7月までに完了し、地域畜産復興支援事業は、来年2月までに完了する予定でございます。環境保全型農業総合支援事業と家畜保健衛生所施設整備事業につきましては、10月中に完了する予定でございます。

最下段の鳥インフルエンザ防疫強化対策事業は、先ほど説明いたしましたとおり、発生農場の改修等の査定並びに協力を要請した養鶏農

家の収益減少や掛かり増し経費等の確定に日数を要したため、繰り越したものでございます。おおむね12月までには全て完了する予定となっております。

今後とも速やかな事業完了に努めてまいります。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○鳥井農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

説明資料にお戻りください。説明資料43ページでございます。

歳入に関する調べについて御説明をいたします。

当課に係る歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額の差の大きいものを御説明いたします。

43ページ、最下段の農業委員会等振興助成費補助ですけれども、予算に対しまして4,100万円余の収入減ですけれども、県から市町村農業委員会等への助成金の交付の実績の減少に伴い、国の補助金が減となったものです。

44ページをお願いします。

上から3段目の地方創生拠点整備交付金、これにつきましては、29年2月に国から交付決定を受け、全額を繰り越しております。

7段目の農業・食品産業強化対策整備交付金ですが、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業の予算に充てるものですけれども、震災の経営体育成支援事業で176億円余を繰り越したことによりまして、164億円余の収入減となっております。詳しくは、歳出に関する調べと繰越事業のほうで御説明をいたします。

下から2段目の地方創生加速化交付金は、交付金を活用します中山間地域農地集積総合支援事業で交付を予定いたしました2者が、

熊本地震の影響で補助事業を中止しましたため、2,700万円余の収入減となりました。

45ページをお願いします。

最下段の農用地利用集積等推進基金繰入金は、熊本地震の影響で被災地域などで集積が予定どおり進まず、機構集積協力金事業が実績減となったため、その財源としての基金の取り崩しが5,400万円余減りました。

最後に、46ページをお願いします。

下から2段目の青年就農給付金補助ですけれども、地震の影響で給付金の対象者が見込みに対して減少したため、国の補助が2億2,900万円余減少しております。給付者の状況につきましては、歳出の調べで御説明をいたします。

47ページをごらんください。

続きまして、歳出に関する調べでございます。

不用額の大きいものを御説明いたします。

農業総務費で1億6,700万円余の不用がございます。主な内訳は、備考欄の事業の概要の2の農村地域農政総合推進事業費のうち、3番目の農地集積加速化事業が、熊本地震の影響で被災地等での中間管理機構を活用した農地集積が予定どおり進まず、機構集積協力金の交付が見込みに対して減少し、6,900万円が不用になっております。なお、29年度につきましては、機構利用が地震前のペースに戻って進んでおります。

次に、3の農業委員会等振興助成費で、市町村農業委員会等への交付実績の減により、4,000万円余が不用となっております。

48ページをごらんください。

農業改良普及費で2億4,100万円余の不用がございます。

主な内訳は、まず、備考欄の事業概要の1の農業改良普及推進費の青年就農給付金事業の給付見込みに対する実績の減でございます。28年度の給付者数は1,019人で、前年から56人増加し、引き続き全国1位でございます。

見込みに対して減少した理由は、全体の給付者のうち新規給付者、これが139人で、前年から42人減少したことでございます。これは、農業大学校からの新規学卒就農者が増加しておりますが、その一方で、Uターン、それから農外からの新規参入者が28年度につきましては減少し、労働力不足による新規参入就農者の全国的な減少に加えまして、28年度につきましては、熊本地震で就農を見合わせる、もしくは延期するなどの影響があったと思われます。今後、さらに制度の周知、就農定着のための切れ目ない支援に市町村と連携して取り組んでまいります。

次の農業構造改善事業費につきまして9,300万円余の不用がございます。主な内訳は、2の担い手確保・経営強化支援事業で、農家等による補助事業の入札残で8,500万円の減でございます。

49ページをごらんください。

下から2段目の農業施設災害復旧費で52億8,200万円余の不用がございます。

内訳は、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業におきまして、28年度に取りまとめた被災農業者の農業用施設等の復旧の要望が9,952件ありまして、これに対応した国、県の補助274億円を4回の補正等で措置し、市町村と連携しまして、早期復旧ができるよう、3月の年度末ぎりぎりまで交付決定に努めております。しかしながら、震災後の事業者不足などのために、事業者と年度内に契約できない農業者も多く、交付決定は8,469件、221億1,800万円余となりました。この結果、52億8,200万円余が不用額となっております。

なお、28年度に交付決定に至らなかった農業者につきましては、29年度に当初と9月補正で85億円余の予算措置をしており、この中で補助をしております。

続きまして、附属資料の7ページをごらんください。

繰越事業調べでございます。

2段目の担い手確保・経営強化支援事業費につきまして、補助事業2件で、熊本地震の影響で資機材及び建設技能者の不足により不測の日数を要したため、1億900万円余の繰り越しを行っております。進捗状況につきましては、1件は既に完了し、もう一件は来年2月に完了見込みでございます。

震災復旧緊急対策経営体育成支援事業費につきましては、熊本市ほか24市町村で28年度に交付決定した8,469件のうち、約5,200件が資機材や建設技能者不足のため年度内に完了できず、176億7,900万円余を繰り越しております。現在の進捗率は24%で、市町村と進捗状況を把握するとともに、未契約農家と事業者のマッチングなどによりまして、契約促進に取り組んでおります。

3番目の農大施設保全改修事業費と5番目の農業大学校施設災害復旧費につきましても、熊本地震の影響による資機材、建設技能者不足のため、それぞれ8,400万円余、6,600万円余を繰り越し、年度内に完了予定でございます。

4番目の農村活性化研修交流拠点整備等事業費につきましては、農業大学校の研修交流館等の整備に係るものですが、29年2月に交付が決定し、全額の6億5,500万円余を繰り越しております。

進捗状況ですが、6月に施設設計施工一体型の総合評価方式の入札公告を行い、設計提案、技術提案を経て、10月中旬に契約の予定でございます。木造で、CLT、直交集成板を利用した全国有数の大規模施設とする計画でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○村山農村計画課長 農村計画課でございます。

説明資料の50ページをお願いいたします。

上から2段目でございますが、国営土地改良事業費負担金で収入未済額が3,479万円余でございます。この収入未済額につきましては、右側の備考欄にございますように、国営土地改良事業として実施をいたしました横島地区、矢部地区及び羊角湾地区の受益者負担金でございまして、これに係る収入未済ということでございます。これにつきましては、後ほど附属資料で詳しく御説明をさせていただきます。

次に、5段目から次の51ページにかけまして、使用料及び手数料、国庫支出金、繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

50ページの上から6段目の国庫支出金につきましては、予算現額と収入済み額の比較で7億1,899万円余の減額となっております。その主な内容、内訳を御説明いたします。

下から2段目の団体営農業農村整備事業費補助、51ページ、1段目の農山漁村地域整備交付金につきましては、繰り越しに伴う減及び国庫内示減に伴う減額になったものでございます。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

52ページをお願いいたします。

最下段の土地改良費でございますが、52ページから53ページにかけまして、備考欄に事業の概要を記載しておりますように、国営土地改良事業直轄負担金ほか各種の土地改良事業に要した経費でございます。不用額の1億4,320万円余は、国庫内示減等によるものでございます。繰越額の6億4,890万円余につきましては、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

53ページの下段の農地防災事業費でございますが、これは、横島地区で実施しております国営の直轄海岸保全事業の県負担金でございます。

次に、繰り越しについて御説明いたしま

す。

附属資料の8ページをお願いいたします。

1段目と2段目の農業農村整備調査計画費ほか3事業で繰り越しを行っております。繰り越しの理由といたしましては、地震等の影響により、地元との施工協議等に不測の日数を要したものと、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算について、適正な工期を確保するために、やむを得ず繰り越したものでございます。

8ページの最下段にございますが、合計で52カ所、6億4,890万円余につきまして、平成28年度から29年度へ繰り越しを行っております。現在、繰り越した地区のうち、16地区は既に完了しており、その他の地区につきましても、早期の工事完了を目指しているところでございます。

附属資料の81ページをお願いいたします。

国営土地改良事業費負担金に係る平成28年度の収入未済について御説明します。

まず、国営土地改良事業費負担金の流れについて説明します。

資料の左下にございます参考1をごらんください。

国営土地改良事業の受益者負担金については、県が一括して国に納付します。県の債務者は土地改良区で、土地改良区が受益農家から負担金を徴収し、県に納付する仕組みとなっております。

次に、一番上に戻っていただき、1、平成28年度歳入決算の状況について御説明いたします。

平成28年度の国営土地改良事業費負担金の収入未済額は3,479万円余で、該当する地区は、横島、矢部、羊角湾の3地区となっております。

次に、2、収入未済額の過去3カ年の推移をごらんください。

国営土地改良事業費負担金については、平成26年度末には6,400万円余を超えておりま

したが、土地改良区への指導を強めることで徐々に減少してきました。

附属資料の82ページをお願いいたします。

4、平成28年度未収金対策をごらんください。

平成28年度についても、未収金解消計画の策定やヒアリングなどにより、土地改良区指導を行ったほか、未納者の所有する農地の利用促進や企業参入などの支援を実施したところです。

なお、今年度の状況でございますけれども、7月に横島地区、9月に矢部地区が完納し、9月末の収入未済額は、羊角湾地区の1,424万円余となっております。

今後とも未収金が解消されるよう努めてまいります。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○福島農地整備課長 農地整備課でございます。

初めに、今年度の定期監査の指摘事項について御説明いたします。

別添資料をごらんください。よろしいでしょうか。

(1)の補助金の返還についてでございます。

単県担い手育成農地集積促進事業におきまして、繰り上げ償還により減少した償還利息相当額の差額分を返還することになっていたにもかかわらず、市町村からの報告等がなされなかったため、「時効により返還金が受入れできなかった事例がある。」との指摘がありました。

事案の概要と対応状況について、A3の別紙により説明いたします。

(1)事業の概要です。

単県担い手育成農地集積事業は、ウルグアイ・ラウンド対策として、担い手等への農用地の利用集積を促進するため、基盤整備事業

実施地区の当該年度事業費に係る農家負担分のうち、有利子融資分の償還利息相当額につきまして、市町村が農地集積促進費として土地改良区に交付する場合、その2分の1以内で県が補助を行う事業です。事業期間は、平成7年度から21年度まででありました。

次に、(2)の繰り上げ償還を行った場合ですが、繰り上げ償還を行いますと、その分利息額が減少しますので、実施要領に返還規定が盛り込まれました平成15年度以降につきましては、県にその旨報告するとともに、その差額分を返還することとなっております。

(3)は、昨年度末までの償還及び補助金の返還状況です。

表の2列目になりますけれども、県の補助実績としまして24件、補助金額としまして2,100万円余がございました。そのうち、繰り上げ償還によります利息の減額が、これは左から3列目ですが、10件、352万円でありました。繰り上げ償還を行ったにもかかわらず、市町村から報告等がなされていないため、時効により返還金の受け入れができなかった事例が、一番右の列になりますが、4件、金額にして86万2,000円がございました。

対応状況としましては、一番下に書いておりますが、事業主体であります市町村に対しまして、昨年4月に改めて実施要領の周知を徹底いたしました。また、今後は、償還が完了していない14土地改良区について、繰り上げ償還による利息額の変更がないか定期的に毎年度市町村に照会し、返還手続に漏れがないよう適正な事務に努めていくこととしております。

続きまして、一般会計の歳入について説明いたします。

説明資料のほうに入りまして、54ページをお願いします。

不納欠損額、収入未済額につきましては、歳入全体にわたってございません。

次に、分担金及び負担金でございますけれども、55ページまで記載しております。

予算現額と収入済み額との比較で増減が生じております。これは、主に国庫補助金の内示減と、予算計上後に、分担金、負担金間での額の変更が生じたものでございます。

55ページをお願いします。

下から3段目の国庫支出金でございますが、57ページまで記載しております。これは、土地改良事業等及び災害復旧事業に対する国庫補助金でございます。

55ページ、下から2段目の農地費国庫補助金で、予算現額と収入済み額との比較で31億8,800万円余の差が生じておりますが、主に国庫内示減及び繰り越しに伴う減でございます。

57ページをお願いします。

2段目の災害復旧費国庫補助金で158億1,600万円余の差が生じておりますが、これにつきましても、主に国庫内示減及び繰り越しに伴う減でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

59ページをお願いします。

3段目、農林水産業費の農地費でございますが、最下段の土地改良費につきましては、県営かんがい排水事業と各種土地改良事業に要した経費です。59ページから60ページまでに事業の概要を記載しております。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明させていただきます。

不用額の5億3,500万円余につきましては、主に国の内示額が予想額を下回ったことに伴う執行残でございます。

60ページをお願いします。

2段目の農地防災事業費でございますが、海岸保全事業費等各種防災事業に要した経費でございます。不用額の1億1,000万円余につきましては、主に国の内示額が予想額を下回ったことに伴います執行残でございます。

次に、3段目の災害復旧費の農地災害復旧

費でございます。被災した農地、農業施設の復旧に要した経費でございます、不用額の41億9,700万円余につきましては、主に国からの内示額が予算額を下回ったこと等による執行残でございます。

次に、繰り越しのほうを説明いたします。

別冊の附属資料、9ページをお願いいたします。

農地整備課分の繰越事業につきましては、明許繰り越しが9ページから22ページ、事故繰越が23ページから24ページに記載されております。

22ページをお願いします。

明許繰り越しの箇所数及び繰越額の合計は、22ページ最下段でございますが、127カ所、繰越額は174億2,800万円余でございます。そのうち、当初予算分が約28億円、経済対策分が約19億5,000万円、災害復旧分が約126億7,700万円となっております。

地元関係者との調整等が必要なことから、進捗率が低い地区もございますが、事業効果が早期に発現できますよう、工事の完了を目指しているところでございます。

次に、事故繰越につきまして、23ページをお願いします。

平成27年度の経済対策分につきまして、4事業で5カ所の事故繰越が発生しております。

県営かんがい排水事業費では、上から2行目になりますけれども、八代市の第二郡築地区におきまして8,800万円の事故繰越をすることとなりました。これは、排水機場工事におきまして、熊本地震による影響調査及び安全性確認等に不測の日数を要したものでございます。11月には完成する予定でございます。ほかの4地区につきましては、9月までに全箇所完了いたしましたので、説明のほうは省略させていただきます。

次に、84ページをお願いします。一番最後のページになります。

取得用地の未登記一覧表を掲載しております。

工事施工に伴いまして取得した用地につきまして、相続登記の関係で未登記となっているものでございます。

表の中ほどのG欄、登記残筆数にありますように、平成28年度末の未登記は79筆で、昨年度末の82筆から3筆減となっております。また、当年度発生分につきましても100%処理しております。

今後とも、関係者の動向や現地の状況を把握しながら、原因となっている事項に細かく対応を行い、未登記解消に努力してまいります。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

説明資料のほうにお戻りいただきまして、61ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございます。

当課に係ります歳入につきましては、不納欠損額、収入済み額とにもございません。

61ページ、上から4段目の国庫支出金につきましては、予算現額と収入済み額との比較で4億8,512万円余の減額でございます。その主なものについて御説明をいたします。

あけていただきまして、62ページをお願いいたします。

上から4段目でございます。地方創生加速化交付金でございます。備考欄にございます中山間地域耕作条件改善等事業の予算でございます。

本事業は、生産条件の厳しい中山間地域におきまして、農業者の自力施工等によりまして、畦畔除去、あぜ倒しでございますとか、石垣補修、農道の整備等のきめ細やかな整備を行いまして、生産性向上を図ると、そういう目的のものと事業でございます。国の交付

決定を確定させる際に、所管の内閣府から、当該事業によります整備が補助対象外ということで認定されましたため、今回減額となったものでございます。

県といたしましては、当交付金の趣旨を踏まえて作成をいたしました実施計画に基づいて適切に実施したというふうに考えてございまして、その対象外の理由を内閣府に求めましたが、その判断理由については明示をされてございません。これを踏まえまして、国に対しまして、交付要項等による補助対象となる基準を明確にすること、あるいは補足説明の徹底等、交付団体のほうとの認識のそごが生じないようなことを書面で申し入れを行ってございます。一方で、県内部におきましては、今後同様な交付金を活用する際、補助対象が何でありますか、より一層すみ分けを行い、精微なチェックに努めてまいりたいと考えてございます。

次に、同ページ、6段目、7段目でございます。

6段目の農山漁村地域整備交付金並びに7段目、県営土地改良調査計画策定費補助でございしますが、これはいずれも県営中山間地域総合整備事業の予算でございまして、繰り越しに伴います減額、あるいは国庫内示減に伴う減額になったものでございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。

歳出について御説明を申し上げます。

まず、4段目の農業総務費でございます。

不用額の2,254万円余は、主に備考欄4にございます中山間地域等直接支払事業等の事業量の減少並びに経費節減に伴う執行残でございまして、

続きまして、65ページをお願いいたします。

1段目にございます農作物対策費でございまして、

不用額の1,558万円余は、備考欄にござい

ます地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業を初めとした国庫内示減に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額765万円余は、くまもとジビエ活用支援事業でございまして、後ほど繰越事業調べの中で御説明を申し上げます。

あけていただきまして、66ページをお願いいたします。

土地改良費でございます。

不用額6,162万円余は、県営中山間地域総合整備事業等の国庫内示減でございます。

翌年度繰越額6億9,376万円余は、県営中山間地域総合整備事業費ほか2事業分でございます。この後、繰越事業調べにおいて御説明を申し上げます。

それでは、繰越事業について御説明を申し上げます。

別冊資料の25ページをお開きください。お願いいたします。

まず、1段目、くまもとジビエ活用支援事業費につきましては、7月に既に完了をしております。

続いて、3段目から27ページにかけて、県営中山間地域総合整備事業費でございます。

本事業は、中山間地域におきまして、圃場整備等の農業生産基盤と集落道等の生活環境基盤の整備、これを総合的に県が事業主体となつて行う整備でございます。工法検討に関する工事調整、あるいは地元との用地協議等に不測の日数を要しまして、やむを得ず繰り越しをしたものでございます。

続きまして、27ページの下段の分でございまして、

4段目から次の28ページにかけて、これも中山間地域総合整備事業費でございますが、国の経済対策に伴いまして、2月補正で成立した予算でございます。適正な工期を確保するために、やむなく繰り越しをしたものでございまして、年度内完了に向けて早期施工を

図っておるところでございます。

あけていただきまして、28ページをお願いいたします。

3段目と4段目、中山間地域所得向上支援対策事業費でございます。

中山間地域におきまして、市町村が実施をいたします簡易な基盤整備、あるいはハウス施設の整備等に関する補助でございますが、関係機関との協議に不測の日数を要しまして、やむを得ず繰り越しをするものでございます。

以上、当ページ、最下段でございます。

合計、むらづくり課、繰り越し21カ所、繰越総額7億142万円余でございます。現時点におきまして、繰り越した地区のうち、4地区については完了してございます。他の地区につきましても、適切な進捗管理を行いまして、年度内の早期完了に向けて努力をしております。

むらづくり課は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○今田技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料の67ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、不納欠損額、歳入未済額ともにございません。

1段目の地籍調査費補助の予算現額と収入済み額との比較で1億1,290万円の減額となっておりますが、これは、平成29年度への繰り越しに伴う減額となったものでございます。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

68ページをお願いします。

4段目の農地総務費でございますが、翌年度繰り越し額1億6,935万円につきましては、地籍調査費の分でございます。後ほど繰越事業調べの中で御説明いたします。

次の段の土地改良費でございますが、備考欄の事業の概要に記載しておりますように、電子入札・工事進行管理システムの開発事業（農業分）等の経費でございます。不用額の127万円余は、主に入札に伴う執行残でございます。

次に、下段の林業総務費でございます。

備考欄の事業の概要に記載しておりますとおり、職員給与費、電子入札・工事進行管理システム開発事業（林業分）の経費でございます。

続きまして、附属資料の29ページをお願いいたします。

繰越事業でございます。

地籍調査事業費で繰り越しを行っております。繰り越しの理由としましては、土地所有者、主に熊本地震の被災地在住者、その土地所有者との境界立ち会いに関する調整、あるいは熊本地震に伴います地籍調査の座標補正作業、これの追加に関する調整に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越ししたものでございます。

29ページの最下段にございますが、合計で6カ所、1億6,935万円につきまして、平成28年度から29年度への繰り越しを行っております。現在、繰り越しした地区6地区のうち、2地区は既に完了しております。その他の地区につきましても、10月末には完了を目指しているところでございます。

技術管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○長谷川森林整備課長 森林整備課でございます。

説明資料に戻っていただいて、69ページをお願いいたします。

一般会計の歳入について御説明いたします。

不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との比較で差額が大きい項目について説明いたします。

下から2段目、国庫支出金21億8,100万円余の減額となっております。これにつきましては、70ページをお願いいたします。主に4段目の造林事業費補助など、間伐や作業道整備等の事業を繰り越したことによるものでございます。

71ページをお願いいたします。

中段の財産収入でございますが、3,000万円余の増となっております。これは、県有林の木材販売収入が増加したことによるものでございます。

一番下の段の繰入金金が3,400万円余の減額となっております。これにつきましては、72ページをお願いいたします。2段目、水とみどりの森づくり税基金繰入金の減額で、事業実績による減でございます。

中段の諸収入が2億6,700万円余の減額となっております。これにつきましては、73ページをお願いいたします。下から3段目、合板・製材生産性強化対策事業補助金の繰り越し及び事業量の減でございます。

次に、歳出について説明いたします。

74ページをお願いいたします。

2段目の林業費で、翌年度繰越額28億1,300万円余、不用額3億1,200万円余が生じております。繰り越しにつきましては、後ほど説明させていただきます。

下の段の林業総務費でございますが、不用額6,900万円余につきましては、主なものとして、熊本地震等により労働力不足等が生じ、計画していた間伐事業等が実施できず、事業量が減少したことによる執行残でございます。

75ページをお願いいたします。

林業振興指導費でございますが、2億300万円余の不用額につきましては、主なものとして、備考欄の一番下、平成27年度経済対策分、間伐等森林整備促進対策事業において、

計画していた間伐事業や作業道の開設事業に着手できず、事業量が減少したことによる執行残でございます。

76ページをお願いいたします。

造林費でございます。2,900万円余の不用額につきましては、備考欄1の造林事業費におきまして、植林や間伐の事業が実施できず、事業量が減少したことによる執行残でございます。

77ページをお願いします。

災害復旧費でございますが、翌年度繰越額6,100万円余が生じております。繰り越しについては、附属資料で説明いたします。

附属資料の30ページをお願いいたします。

明許繰り越しでございます。

1段目の針広混交林化促進事業から、31ページの最後の林業研究指導所施設災害復旧費まで、10事業、28億400万円余について繰り越しを行っております。主な理由としましては、熊本地震等の影響を受けまして、資機材や労働力不足が生じたことや、地元や他工事との調整に日数を要したこと、また、国の経済対策に伴う2月補正での予算成立であったことなどによるものでございます。年度内には全ての工事が完了する予定でございます。

32ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

平成27年度経済対策分の間伐等森林整備促進対策事業で7,000万円が事故繰越となっております。理由としましては、林業専用道開設工事の7路線において、熊本地震や豪雨災害の影響により、資材の調達や建設技能者の確保に日数を要し、工期内に完了できなかったものでございます。7路線のうち、6路線は既に工事が完了し、残りの1路線についても11月末には完了する予定となっております。

森林整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○古家林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料にお戻りください。78ページをお願いいたします。

一般会計の歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な項目について説明させていただきます。

まず、1段目、国庫支出金ですが、予算現額と収入済み額との差額28億8,408万円余につきましては、29年度への繰り越しや事業費を減額したことによるものでございます。

主な内訳ですが、上から3段目、農山漁村地域整備交付金、同じく6段目、道整備交付金は、林道事業に関する交付金ですが、国の内示減や繰り越しによるものでございます。

また、79ページの2段目、合板・製材生産性強化対策事業費補助、3段目の木材加工流通施設等復旧対策事業費補助は、T P P対策の木材加工施設整備や加工施設の災害復旧の事業ですが、繰り越しに伴う減額です。

最下段、現年林道災害復旧費補助は、国の内示減及び繰り越しに伴うものでございます。

次に、81ページをお願いします。

2段目の諸収入について、予算現額と収入済み額との差額が4,523万円余となっております。これは、主に下から2段目の合板・製材生産性強化対策事業補助金で、国の内示減によるものでございます。

続きまして、82ページをお願いします。

一般会計の歳出でございます。

2段目、農林水産業費の林業費で、翌年度繰越額が14億5,278万円余、不用額が3億9,922万円余となっております。翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明させていただきます。

不用額につきましては、4段目、林業振興指導費は、主に林業・木材産業振興施設等整備事業の計画変更に伴う事業量の減少や国の

内示減などによる執行残でございます。

続きまして、83ページをお願いします。

2段目、林道費は、主に林道事業費の熊本地震による施工不能箇所の発生に伴う執行残などによるものでございます。

続きまして、84ページをお願いします。

災害復旧費の林道災害復旧費につきましては、8億9,625万円余の不用額がございます。これは、主に林道災害復旧におきます災害査定に伴う事業量減や国からの内示減によるものでございます。

次に、繰り越しについて御説明いたします。

別冊附属資料の33ページをお願いいたします。

明許繰り越しについてですが、33ページから35ページにかけては、木材加工流通施設等復旧対策事業費や県営林道事業費など、10事業を掲載しております。

35ページをお願いします。

最下段でございますが、165カ所、20億9,558万円余につきましては、28年度から29年度に繰り越しを行っております。

主な繰り越し理由としましては、木材加工流通施設では、熊本地震の影響により、復旧の機器等の納品に不測の日数を要したこと、林道事業におきましては、地震やその後の豪雨により、多くの林道が被災し、相互の工事の調整に時間を要したこと、用地等の交渉や工法の検討に不測の日数を要したことなどによるものであります。繰り越した事業のうち、84カ所につきましては、既に完了しております。その他につきましても、年度内には完了の予定でございます。

36ページをお願いします。

事故繰越でございます。

県営林道事業の洞岳線でございますが、平成27年度からの繰り越しで工事施工中でしたが、熊本地震により、のり面が崩壊し、その調査、工法検討に時間を要したため、事故繰越

となりました。現在、工事は完了しております。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木下森林保全課長 森林保全課でございます。

監査の指摘事項が1件ございますので、御説明をします。

別添資料の3ページをごらんください。

指摘事項としましては、一般競争入札における入札手続の誤りについてでございます。

この指摘のポイントとしましては、森林保全課が実施した治山工事の入札手続、条件つき一般競争入札（総合評価方式）において、(1)から(4)のとおり、4件の評価値算定の誤りがありました。

そこで、「農林水産部建設工事総合評価方式ガイドラインに基づき、入札手続を適切に行い、組織的なチェックを徹底すること。」との御指摘をいただいております。

事案の概要については、経緯を含めて御説明をします。

本年6月に、森林保全課が実施した条件つき一般競争入札（総合評価方式）において、落札決定通知の後に応札者からの問い合わせがありまして、改めて評価値を点検したところ、応札のあった3者のうち、2者の評価値の算定に誤りがありました。で、落札者が変わるということが判明をしました。このため、この入札を取り消しまして、再入札を実施することといたしました。上記(1)の工事になります。

これを受けて、同様の事例がないか、平成28年10月から平成29年6月までの工事について総点検を実施し、その結果、過去の入札において評価値の算定誤りが3件あることが判明しました。上記の(2)、(3)、(4)の工事になります。

この3件のうち、2件については、落札者

に変更はありませんでしたが、残りの1件については、評価値が変わることによって落札候補者が入れかわる結果となりました。しかし、この工事については、既に工事に着手をしておりましたので、入札参加の各者に説明とおわびをして了解をいただき、契約を継続しております。上記の(2)の工事になります。

次に、対応状況でございます。

算定を誤った評価値は、平成28年10月から創設をされました新たな評価項目で、受注している工事、——いわゆる手持ち工事でございます、の少ない者に加点をするという評価項目で、誤りは、対象とならない期間の受注工事などを余分にカウントしてしまったことにより生じたものでございます。

再発防止策としましては、①として、チェックリストを作成して、チェック項目に漏れないようにする、②としまして、課内の予備審査を充実し、本審査会に臨むダブル審査体制をとることや、直接の担当ライン以外の者が再度チェックを行うチェック体制を強化するというところでございます。③として、工事入札関係者などを対象とした研修を実施する。

以上でございますけれども、このようなことの改善策を既に実施しております。これまで以上に、組織的なチェックの徹底などにより、再発防止に万全を期してまいります。

監査の指摘事項については以上でございます。

続きまして、決算について御説明をします。

説明資料の85ページをお願いします。

歳入でございます。不納欠損及び収入未済はありません。

予算現額と収入済み額の比較で、国庫支出金がマイナス72億4,700万円余となっておりますが、このほとんどは繰り越しに伴う事業費の減によるものです。

86ページをお願いします。

最下段の諸収入は、開発指定事業高率補助精算金で、収入済み額が2億5,600万円余あります。これは、平成26年度と27年度に実施した治山事業を対象に後年度に交付されるもので、本県の場合、事業費の5%程度が交付されております。

次に、歳出でございます。

87ページをお願いします。

2段目の林業費で、繰越額については、後ほど附属資料で説明をさせていただきますので、ここでは不用額を中心に説明をさせていただきます。

88ページをお願いします。

治山費でございます。

繰越額が117億9,800万円余ありますが、不用額が4億5,700万円余あります。この不用額を発生した主な理由としましては、備考欄のとおり、国庫内示額が予算額を下回ったことなどによるものでございます。

89ページをお願いします。

3段目の治山施設災害復旧費です。不用額が1億4,600万円余あります。この不用額が発生した主な理由としましては、災害査定等に伴う事業費の確定によるものでございます。

続いて、附属資料37ページをお願いします。

繰越事業調べでございます。

森林保全課の明許繰り越しでございます。平成28年度は、地震災及びそれに続いた豪雨災がございまして、山地災害の復旧を担う治山事業において、相当量の繰越工事が発生をしております。

附属資料の37ページから64ページにかけて、繰越箇所ごとに記載をしております。

64ページをお願いします。

最下段でございますけれども、森林保全課合計で237カ所、120億4,900万円余を平成29年度に繰り越しております。

主な理由としましては、地元との用地等の協議に不測の日数を要したことや工法の検討に不測の日数を要したことなどでございます。繰り越した工事箇所の進捗状況としましては、9月末時点で繰越箇所のおおよそ7割程度まで工事発注を終えておりますが、残り69カ所の工事が未発注となっております。

今後とも、急ぎ工事発注を進めて、工事の施工のめどをつけていきたいというふうに思っております。

続けて、65ページをお願いします。

事故繰越でございます。

最下段をごらんください。

森林保全課合計で6カ所、3億7,100万円余を事故繰越しております。

主な理由としましては、熊本地震やその後の豪雨災等によって、人員、資材の確保が難しかったことや、資材運搬路や施工箇所が被災したことにより、不測の日数を要したことなどでございます。なお、これらの事故繰越の工事箇所については、本年12月までには全て完了する予定でございます。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

説明資料の90ページのほうをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

当課に係る歳入に関しましては、不納欠損及び収入未済額はございません。

最下段の水産業競争力強化緊急事業費補助で、予算現額と収入済み額との比較の欄ですが、1億3,900万円の減が生じておりますが、これは翌年度への繰り越しに伴う減でございます。

91ページをお願いいたします。

2段目の地方創生拠点整備交付金で4,303万円余の減、6段目の海岸漂着物等地域対策

推進事業費補助で7,726万円余の減、8段目の水産業強化対策推進交付金で2億6,536万円余の減が生じておりますが、これは翌年度への繰り越しに伴う減でございます。

また、最下段の共同利用施設災害復旧費補助で6,500万円の減が生じておりますが、これは事業量の減に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

資料の94ページをお願いいたします。

下段の水産業振興費について、不用額が5,301万円余となっておりますが、主な理由としましては、事業を予定しておりました漁協が熊本地震からの復旧を優先したことによる事業量の減少によるものでございます。

95ページをお願いいたします。

最下段の漁業取締費について、不用額が1,473万円余となっておりますが、主な理由としましては、取締船が用います燃料単価の下落、取締船の行動が熊本地震や水害等により制限されたため、燃料費が減少したことによるものでございます。

96ページをお願いいたします。

2段目の水産研究センター費について、不用額が3,356万円となっておりますが、主な理由としましては、水産研究センター施設の補修工事による入札残でございます。

中段の災害復旧費、農林水産業災害復旧費の水産施設災害復旧費について、不用額が2,208万円余となっておりますが、主な理由としましては、牛深の漁業取締事務所の解体、撤去工事による入札残でございます。

最下段の共同利用施設災害復旧費について、不用額が6,500万円となっておりますが、理由としましては、被災した漁協等が他の支援制度を活用したことによる執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明させていただきます。

附属資料の66ページをお願いいたします。

66ページから67ページにかけては、繰り

越しについて記載をいたしております。

67ページの最下段、合計の欄をごらんください。

平成29年度への繰越箇所数10カ所、繰越額7億3,651万円余となっております。

主な繰越理由といたしましては、関係機関との協議に不測の日数を要したこと、資材の不足等により、不測の日数を要したもの、また、海域漂流物関係につきましては、海域に漂流する流木等を切れ目なく回収するためでございます。

繰り越した事業のうち、漁業取締艇「第二ひかり」代船建造事業につきましては、完了しております。その他につきましても、年度内に完了の予定でございます。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田尻漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

平成28年度の一般会計の歳入について御説明します。

説明資料の97ページをお願いします。

当課に関しまして、不納欠損額についてはございません。

上から3段目、公害防止事業費事業者負担金と下から2段目の漁港施設使用料につきまして収入未済額がございます。これらにつきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

最下段の国庫補助金につきまして、予算現額と収入済み額との差が12億800万円余ございますが、これは主に繰り越し及び国庫内示減によるものでございます。

繰り越しにつきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、歳出について御説明します。

100ページをお願いします。

最下段、漁港建設管理費の不用額3億8,500万円余となっております。右側備考に

記載しております。

不用額を生じた理由の1、国からの内示額が予算額を下回っていたため、3億4,700万円余と全体の9割を占めております。これは、平成28年度の国の経済対策予算に係るものでございます。そのほかの主な理由といたしましては、入札残、事業量の減少及び経費節減によるものでございます。

続きまして、繰り越しについて御説明します。

附属資料の68ページをお願いします。

68ページから76ページにかけて、繰り越しについて記載しております。

まず、明許繰り越しでございますが、75ページをお願いいたします。

最下段、合計の欄をごらんください。

平成29年度への繰越箇所数53カ所、繰越額15億4,800万円余となっております。

主な繰り越しの理由といたしましては、地元漁業者や関係機関との施工時期などの協議、調整に不測の日数を要したものでございます。いずれも早期完了を目指しております。

次に、76ページをお願いいたします。

事故繰越でございますが、最下段にありますように、2カ所で6,600万円余となっております。

1段目の水産物供給基盤機能保全事業は、熊本地震の影響により、宇土市庁舎が被災したこと及び被災者対応などで入札準備に遅延が生じたため、また、3段目の水産基盤整備事業では、塩屋漁港において、熊本地震の余震のため、作業の安全性が確保できず、工事を一部中止したこと、工事発注後の詳細調査で判明しましたくい腐食等に対する工法検討等に不測の日数を要したことから、事故繰越となったものでございます。いずれも10月末には全て完了する予定でございます。

最後に、収入未済について御説明いたします。

附属資料の83ページをお願いいたします。

まず、公害防止事業費事業者負担金の未収金について御説明します。

水俣市の丸島漁港において、県は、昭和62年度に公害防止事業により水銀を含んだ汚泥の除去を行っておりますが、汚染原因者の1人が負担すべき金額が未納となっているものでございます。

負担金9,070万2,000円のうち、強制徴収などにより、これまで1,079万円余を回収しておりますが、残る7,990万円余が未納となっております。現在は、無限責任を有する代表者の老齢厚生年金の受給権を差し押さえまして、未収金に充当しております。

今後の対応策としましては、引き続き老齢厚生年金を差し押さえますとともに、新たな資産の保有がないか資産調査を継続して実施し、可能な限り債権の回収に努力してまいりたいと考えております。

次に、漁港施設使用料の未収金について御説明します。

この未収金は、牛深漁港の浄化施設の使用料に関するものでございます。県では、平成7年に、水産物の加工に伴う漁港内及び周辺海域の水質及び環境の保全を図る目的で、天草市牛深町後浜の牛深漁港区域内に浄化施設を建設しておりますが、近年の漁獲高の減少等により、施設を利用している水産加工業者等の経営状況が悪化し、使用料の滞納に至ったものでございます。

平成28年度は、滞納者への早期接触を図るなど、新たな未収金の発生防止に取り組んだ結果、未収金は、平成27年度末に比べ13万円減の36万9,432円となっております。

今後も引き続き、新規の未収金の防止に努めるとともに、滞納者からの分割誓約書に基づき、未収金の回収に努めてまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○坂田孝志委員長 以上で農林水産部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○村上寅美委員 ちょっと審議監か部長に、1ページ。

この合計欄で、収入済み額が4,200万か、そうすると、支出総額が6,700万。アンバランスになっているから、その説明をした課長は誰かな。もうちょっと内容の話を聞かせてもらわないと理解に苦しむがね、こら。1ページの収入と支出たい。翌年度繰り越しが7,500万あるでしょうが。予算現額が、歳入は1億1,200万、歳出は1億6,100万あるね。1桁違うのか。（「2桁ばかり違う」と呼ぶ者あり）

○坂田孝志委員長 説明してもらえますか。内容を説明してください。

○千田農林水産政策課長 歳入につきましては、予算現額が1,124億で、そのうち収入済み額が427億円となっております。歳出につきましては、予算現額が1,615億円余で、委員御指摘の部分、支出済み額は673億円余となっております。この収入済み額427億と支出済み額673億円の差についてということですか。

○村上寅美委員 それがアンバランスになるとでしょう。その説明をもうちょっとしてもらわないと、ちょっと理解に……。

○福島政策審議監 政策審議監の福島です。

歳入と歳出の予算が違っているの、その違和感だと思います。

歳出につきましては、まさに農林水産部の歳出予算でございまして、当然、その財源としては、一般財源等が充当されます。したが

いまして、繰り越しする際に、一般財源で繰り越すのがありますので、一般財源となると、税金とか、地方交付税とか、そういったものになりますので、こういったものについては、農林水産部の歳入ではなくて、総務部の歳入として計上されますので、決算の場合は、この歳入の予算と歳出の予算が各部食い違ってまいります。

○村上寅美委員 その説明は、今聞いたから我々はわかることであってね、わからぬわけね。そういう説明を、担当課長が、こういうことで差がありますということの説明してくれりゃ何ということはないわけです。わかった、わかった。

○前川収委員 農林水産部は事業課でありますから、明許繰り越し、事故繰越のオンパレードで各課ずらずらずらと行っておりますから、もう課ごとには言いません。大量の明許繰り越し、事故繰越が出ておるといのは、もう当然これは去年の地震によるものと、それから毎年あります補正予算というのは、経済対策というのが大体2月とか年度末近くにあってしまうという、そのことの重なりの中で明許繰り越しがとてふえているんだというふうに思っています。

去年の事業で明許繰り越しをなされたものが、今年度内に終わればそれでいいんですけども、今ざっと説明を聞いている中においては、到底今年度中には終わらないという明許繰り越しが相当上るなということを私の感覚では思っております、多分皆さんも同じ感覚だろうというふうに思っています。

以前の決算委員会で、私は戦略的事故繰越ということを行ったことがあるんですけども、やっぱりできないことをやれって言ったってできませんよ。しかも、これから発注しなきゃいけない、既に繰り越してある分を発注しなきゃいけないというときに、しゃくし

定規に言えば、来年の3月31日まで、年度内に終了してくださいということで発注をせざるを得ない、単年度主義の経理上は。

ところが、一方で適正工期というのがあって、発注できてない部分がこれから発注しましょうと。適正工期をちゃんととるとすると、3月31日を超えた工期にならざるを得ない物件も出てくるというふうに思いますし、その辺のところを事故繰越していいですよとはなかなか皆さんも言いにくいんでしょうけれども、せざるを得ないという部分が、もう見当がかなりついてきているんだろうというふうに思います。それはどういう対策を打たれるつもりなのか、どなたかお答えいただければと思います。

○千田農林水産政策課長 事故繰越等についての取り扱いについての質問だと思いますが、非常に多くの災害復旧工事等を抱えておりますので、まずは一日も早い復旧に取り組むことが大事だと思っております。

一方、不調、不落の影響もありまして、工事への進捗が懸念される場所ですが、直近でも入札制度の契約の見直し等の活用制度の見直しを行っておりますので、そういった制度見直しを最大限活用しながら、可能な限り進捗を図ることとしております。

また、事故繰越のおそれのある工事につきましては、一旦工期は3月末とするものの、事故繰越のおそれのある工事の入札公告の際に関係機関の承認が得られた場合は、工期を延長する旨を記載しております。

また、公共事業以外につきましても、農家の農業施設の復旧を支援いたします震災復旧緊急対策経営体育成支援事業がございます。こちらにつきましても、相当数が年度をさらにまたぐ事故繰越になることが見込まれておりますので、既に国と事故繰越を前提として協議を行っているところでございます。

被災した農家の方が安心して復旧に取り組

んでいただけるよう、事故繰越を前提として取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○前川収委員 それぞれ工夫をして頑張っていることには敬意を表したいと思いますが、やっぱり3月31日という言葉が、県庁はわかっても、今度は市町村事業になると、市町村がなかなか、そのことは原則主義で言われますものですから、年度内、年度内とおっしゃるんですね。そしたら、年度内とおっしゃったら、受けようと思っている業者がもう逃げるんですよ、受けきれないと。できないことをやれと言われても、それはできませんから、そこはやっぱりしっかり市町村との連携を図っていただきたいことが1つです。

それと、もう1つですね。適宜、入札制度や設計変更、これは面倒くさいかもしれませんが、事業ごとにやっぱり細かく技術屋さんと一緒に見ながら、何というんですかね、工事をうまくやっていくためには、設計変更をやったほうがいいところはどんどんやってくださいとか、発注前から、どうせ——今例えば、この農林水産部にはないかもしれませんが、くい打ちをやらなきゃいけないと。特殊なくい打ちをやれといったって、くいを打てる場所はもうないとか、構造物とか建築物がありますから、もうくいを打てる場所がないんですよ、くい打ち工事をやる場所が。できぬとわかるとる工事でそのまま発注して、くいは打てません、くいが打てぬなら工事はされないと、そういうところもありますから、よくそこはしっかり調べて、くいなんていうのは、このくいにこだわらずとも違うくいもあるとか、やり方次第ではできることもあるわけですから、そういうところまで細かくやっぱり調べて、しっかり発注に努めてください。

不落、不落がどんどんふえるのは余りよろ

しくないし、それは県にとってもよくないけれども、業者の人たちもそれはしたくないということで、その悪循環がふえないようにしてほしいなということを常々考えておりますので、これは、もう要因は、熊本地震が発災したということによって、これだけたくさん災害復旧事業が生まれてしまっているという状況、これは誰のせいでもないわけですが、それと、ちゃんとやっぱり復旧していくためには、期間よりもちゃんと復旧してしまうということのほうが大事で、年度、年度、年度だからということよりも、発災したものについてはちゃんと最後まで復旧していくということのほうがとても大事だというふうに思っています。

法律に基づいて皆さんが動かなければならないことは十分承知しておりますけれども、早目早目にそういった対応をしっかりとやっていただければというふうに思っておりますので、部長、その辺のところをちょっと柔軟にやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○濱田農林水産部長 まず、1点目の市町村事業との連携ですが、特に農地ですね。農地災害、経営体施設災害、そして山腹崩壊の山地災害等々については、市町村事業も多いわけでございます。我々県としては、今も申し上げたような対応をとっていきますが、こういった情報を逐次お願いして、また、うちとしても、市町村事業の進捗管理、責任はありますので、そういったものを見ながら適時に今も情報を提供して御指導をさせていただきますけれども、今後ともそこは引き続きやっていきたいというふうに思います。

それから、2点目の適宜、個別の工事の状況に応じて柔軟な設計変更なり、あるいは場合によっては入札制度まで係るような話、こういったものは、常に我々も、我々の工事の農地なり営農なり山地災害の中で、いろんな

悩みを抱えていることは、土木部とも常に情報は共有いたしております。

そうした中で、入札制度の改善も適宜図られてきたという状況もございますので、これは、今後とも引き続きやっていきますし、また、設計変更につきましては、これも、今は昔では考えられないほど現場に応じて地域の状況を聞いたり、あるいは、実際こんなことをやりたいんだけど大丈夫かなというようなことも相談させていただいております。こういった柔軟な対応を引き続きやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○前川収委員 市町村発注、県発注、国発注と、それぞれ段階がありますけれども、大体国交省の発注、皆さんの国発注事業というのはほとんど回ってるんですよ、まだ。で、私調べたんですよ、何が違うのかと。国発注と県発注の何が違うかということ、もう正直言います。国発注は、こういう工種でこういう事業をやるうとするときに、どこができるんだろうと、エリアの中で手を挙げてくれる事業者がどこにあるか、個別じゃないですよ、ざくっと、手を挙げてくれる、そこまで調べて、ここをちょっと変えるとあそこがとってくれるだろうという、そういうところまで踏み込んでやっぱり発注しているようであります。もちろん、最終的にはきちっと業者さんが応札するかどうかの話なんですけれども、応札できる環境があるかどうかというのを事前にやっぱり調べてやってる。それがなければんと出すと、誰も応札しないという状況が生まれてしまうということですから、しっかり踏み込んで頑張っていただければと思います。

以上です。

○坂田孝志委員長 ほかに。

○村上寅美委員 関連で。

前川委員、それは、現在、そういう状況が起こっているという現状で発言しよっとだろう。

○前川収委員 もちろんです、もちろんです。

○村上寅美委員 その辺はわかっとなっただろうか。

○前川収委員 わかっているはずですよ。

○村上寅美委員 わかっとなっとな。やっぱり災害だから、一日も早く現況に返すということが大前提で、補正あたりも先議でもどんどん使って、要するに、被災者を一日も早くもとに戻すという大前提があるということを入れてやらせてもらえばいい。答えは要りません。

○前川収委員 済みません。つけ加えて申しわけないです。

決算ですから、これは、昨年度の事業が、これだけ明許ができてると、出てるからということが大前提でありますので、それを生かしてほしいということです。

○藤川隆夫委員 不用額の関係で、いろんなところに国の内示減という話が出てきています。この国の内示減というのは、実際に考えてる部分で、どの程度内示減になってるのか。トータルでもいい、その件はトータルで把握されてるのかどうかわかりますか。全部あるけれども、トータルで言ってもらったほうがいい。要は、ある程度見込んで出してる話なんだろうけれども、結局、内示減という形というわけであって……。

○千田農林水産政策課長 不用額の中での国

の交付減、内示減に伴う分ですけれども、農林水産部全体で47.3%に上っております、88億円余という規模になっております。

○藤川隆夫委員 47.3%……。

○千田農林水産政策課長 47.3%です。

○藤川隆夫委員 金額ベースでいくと88億円……。

○千田農林水産政策課長 88億円余です。

○藤川隆夫委員 それは減額されている数字と考えていいんですか。

○千田農林水産政策課長 済みません。不用額のうち……。

○藤川隆夫委員 不用額のうちですね。わかりました。これはもう何ともならぬ話ですよ。折衝しても。

○千田農林水産政策課長 この不用額に回ってる分につきましては、事業費を積算したものの、最終的には、例えば補助対象事業者の準備が整わなかったりですとか、そういった事柄になりますので、一旦こちらの予算については減額ということになります。

○藤川隆夫委員 その後でいろんなものにつけかえたりとか、そういうふうなことをしながら事業を進めるということは可能なんではないですか。

○千田農林水産政策課長 引き続き事業の必要性がある部分につきましては、改めて予算要求なり国との協議を行うこととなるものと認識しております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○前川収委員 国の内示減ですよ。

○田代国広委員 今前川先生がおっしゃったように、至るところで国の内示額の予算が少なかったというのが見えるんですね。例えば、この60ページの農地災害復旧費でも、197億のうち、41億9,000万円の減額という、内示が少なかったというふうにここに書いてありますが、これだけの大幅な国からの内示額が少なくなるということは、その要因と申しますか、原因と申しますか、例えば見積もりの積算の仕方に国との差が出たのか。

そして、もう一つは、これだけ減額することによって、先ほど触れられましたが、事業の遂行に当たって影響は出ないのか。全く影響が出ないならば、それは積算の問題であるだろうし、影響が出るならば、一般財源を多用するのか、そういったのはどう考えておられますか。

○福島農地整備課長 農地等災害復旧事業につきましては、農地整備課の所管になりますので、私のほうからお答えします。

不用額が約42億円ということで計上しておりますが、予算を計上しました段階で、市町村のほうから、まだどれだけ初年度に対応できるかがわからない状況なので、その予算の計上時点で考え得る最大の予算をまず計上させていただきました。結果的に、市町村のほうから国に補助金申請をされた額が、とても1年目ではなかなか全額もらっても消化し切れないということで、少な目に申請されたということもありまして、この不用額が多くなったということです。これにつきましては、災害査定を受けた全ての事業費のうちで今予算を設定しましたが、最終的には、市町村が申請しなかった28年度の予算につきましては、29年度に補助交付決定がっておりますので、事業の遂行については特段問題はあっておりません。

○田代国広委員 ということは、要するに最初の積算が多かったというふうに位置づけているわけですね。

○福島農地整備課長 はい。

○田代国広委員 ということは、事業には影響しないと。地震の関係でそういったケースは十分考えられるわけですが、積算というものはできるだけ国との差がないように、ある程度多目にするのは当然だと思いますよ。うんともらえればもうけもんですからね。それはそれでいいですよ。

ついでに、もう1ついいですか。

事故繰越が結構目につきますとおっしゃったように、この事故繰越に対するペナルティーはないのかどうか1つと、もう一つは、繰越明許に対する考え方ですね。

元来、予算は単年度予算ですから、本来は単年度で執行するのが基本だというふうにならされております。そしてまた、明許繰り越しも、以前は余り、非とされていたんですね。ただ、最近では、特に土木においては、年度末に事業が集中するというので、事業の平準化を図るために、あえて明許繰り越しも是とまではいなくても容認されてきた歴史と申しますか、経緯があるような気がいたしておりますが、基本的には予算は単年度予算ですから、単年度で消化するという基本的な理念と申しますか、考え方についてはどう思っておりますか。

○千田農林水産政策課長 まず、1点目の事故繰越についてのペナルティーの件ですが、基本的にペナルティーというものはございませぬ。なるべく事業執行については、早期に発注し執行するのが原則だとは認識し

ておりますが、だからといって、事業ができなかったことによってペナルティーというものはございません。ただ、事業が執行できなくなるということについての指摘はあるかと思っております。

2点目の単年度予算等の取り扱いにつきましても、基本的に単年度予算主義が地方自治法上求められているところですが、単年度予算の例外として、この繰越事業は繰越制度というのが認められております。近年ですと、経済対策が講じられますと、例えば2月補正予算等での計上もあり得ます。そういった場合は、もう繰り越しをせざるを得ないような事業も多数ございますし、年度途中で発生します災害対策事業につきましては、年度当初からの計画ができてないものから年度をまたぐ繰越事業になることにつきましては、やむを得ない事業もあるかと認識しております。

○田代国広委員 別件で、99ページの漁港漁場整備課ですか、1,500万8,000円の交付金を前年度に全額交付決定を受けたために、全額減額ということになっておりますが、この予算を計上するときに、前年度の交付決定はわからなかったんですか。

○田尻漁港漁場整備課長 災害予算につきましては、初年度に通常85%程度しか来ませんので、その分を大体想定して、翌年度にその残りの15%を計上してたんですけれども、それを前年度に一遍にこの場合交付決定を受けたものですから、そのためにこういうようなことになったものでございます。

○田代国広委員 予算計上、査定した後に、これがわかったというふうに理解していいわけですか。

○田尻漁港漁場整備課長 はい、そうござ

います。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますが、各部局にかかわりますので、私から1点ほど、都合3点ですけども、内容をお尋ねします。

人員確保及び職員の健康管理についてお尋ねします。

まず、昨年度の決算委員会におきまして、限られた人員で通常業務に加えて熊本地震からの復旧・復興業務を行うことが課題となっております。職員に過度な負担が生じることのない適正な定員管理について、改めて検討するよう求めてあります。

また、今年度の監査委員の審査意見書におきましても、増大する震災関連業務への的確な対応に向けて、1つに、任期つき職員の採用等によるマンパワーの確保、2つ目として、通常業務の継続見直し、民間委託の活用等を推進されたいと意見がございまして。

そこで、1点目でございますが、業務量と人員体制について、その課題と対応状況をお尋ねします。

次に、時間外勤務について、審査意見書では、全体として発災以前に戻りつつあるが、一部では依然として多い所属が見受けられるとありますが、時間外勤務の状況はどうか、その対応を含めてお尋ねいたします。

加えて、審査意見書には、健康管理サポートセンターの活用等により、職員の心身の健康管理に組織として十分配慮されたいとありますが、退職者の状況と組織としての支援の状況はどうなっているのか。

以上3点について、お尋ねいたします。

○千田農林水産政策課長 まず、1点目の業務量と人員体制についてですが、震災からの復旧・復興事業の本格化に伴いまして、公共事業等を中心に、全庁的に業務量が大きくふえているところです。

農林水産部におきましては、一日も早い復旧、復興に向けて、組織面では、阿蘇地域振興局に山地災害対策課を、同振興局農地整備課内には、新たに災害復興班を新設したところと

ろです。
人員面では、十分なマンパワーを確保するために、他県派遣職員の受け入れや任期つき職員の採用等、さまざまな措置を講じております。

その結果、農林水産部関係の職員数は、平成28年4月と平成29年4月を比較しますと、41人増員しており、阿蘇、上益城を中心に配置をしております。

さらに、現在県では、任期つき職員の募集を10月2日から開始しておりますが、この中でも農業土木や森林土木を担う職員を募集しているところです。また、他県派遣職員の派遣元に対しましても、各県を訪問し、派遣のお礼と来年度以降の派遣継続を要請するなどの対応を行っているところです。

2点目の時間外勤務についてですが、農林水産部では、業務の負荷が特定の職員に偏らないよう、本庁各課の毎月の勤務実績を農林水産政策課に報告させており、時間外が極端に多い場合は、その原因と対応を確認する等の措置を講じております。

本年9月までに1カ月の時間外勤務数が84時間を超えている職員は、地域振興局等出先を含めまして、延べ9名となっております。昨年度からは大きく減少しておりますが、これからの年度後半、時間外が増加する傾向もありますので、引き続き注視してまいります。

最後に、農林水産部の休職者ですが、出先を含めまして、5名であります。また、連続した傷病休暇の取得は4名という状況です。

各職員に対しましては、健康サポートセンターともよく連携をとり、業務量の軽減等を行うなどの措置を適宜講じております。また、休職後に復職する際も、復職プログラムを用意するなど、個々人の状況に応じた対策

を行っております。

今後とも、休職者等に対しましては、組織として支援を積極的に講じてまいります。

○坂田孝志委員長 これまで行革を進めながら職員数が減ってきた中で、このような大震災が発生したわけであります。業務が1つのところに過度に集中しますと、何らかの支障を来すことも出てくると思いますので、職員の業務状況を把握し健康管理に配慮するとともに、人員確保に努めていただきたいと思います。

そして、先ほどから出ておりますように、やっぱりそれらが繰越事業を抑えることにもつながることになるでありましょうし、ひいては、地震からの復旧、復興に、その事業の推進の加速化につながると、このように思いますので、十分配慮して進めていただきたい、このように思います。

ほかにございませんか。

なければ、これで農林水産部の審査を終了します。午後1時まで休憩します。

午後0時5分休憩

午後0時58分開議

○坂田孝志委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより健康福祉部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、健康福祉部長から決算概要の総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 健康福祉部でございます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

平成28年度の決算の説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、健康福祉部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は、「生活保護受給者の自立支援について、働ける状態にある人は、働いて自立することが基本であり、その方向で努力する必要がある。生活保護受給者の自立支援につながる就労支援に向けて、関係機関との連携を強化すること。」でございました。

このことにつきましては、福祉事務所におけるハローワークの臨時相談窓口の設置や高齢者無料職業紹介所の活用等により、関係機関と連携を図ってまいりました。

また、本年1月に、熊本労働局参加のもと、福祉事務所就労支援員研修会を開催し、6月には、熊本労働局との間に設置している生活保護受給者等就労自立促進事業協議会において、福祉事務所とハローワークとの役割分担等を定め、就労支援に取り組んでいるところであります。

2点目は、多子世帯子育て支援事業につきまして、「保育料無料化の対象拡大は、少子化対策だけではなく地方創生にも資するものであり、県として率先して対応を検討すること。」でございました。

熊本復旧・復興4カ年戦略において、多子世帯の保育料軽減措置の拡充に取り組むこととしております。引き続き、市町村と連携し、対象年齢の拡大など、制度拡充の早期実現に向けて検討を進めてまいります。

3点目は、「肝炎治療医療助成について、肝炎治療の周知に努め、治療参加を促すことにより、重症化を防ぎ、ひいては医療費の抑制にも資することとなるため、事業の推進に努めること。」でございました。

このことにつきましては、肝炎患者支援ハンドブックを作成し配布するとともに、県ホ

ームページにより、医療助成制度の周知を図ってまいりました。

また、市民公開講座など、県民の皆様の参加が見込まれるイベント等において、機会を捉えて制度の周知を図ったところであります。

今後、肝炎治療参加の促進に向け、積極的に事業を推進してまいります。

続きまして、健康福祉部の平成28年度決算の概要について御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計を合わせまして収入済み額は972億円余で、調定額に対する収入率は99.8%となっております。

不納欠損額は476万円余で、内容は、児童保護費負担金等でございます。

また、収入未済額は1億7,300万円余で、内容としては、生活保護費返還徴収金等でございます。

次に、歳出でございます。予算額2,358億4,400万円余に対しまして、支出済み額は2,230億4,400万円余となっております。

翌年度への繰越額は74億5,500万円余で、主に熊本地震に伴う社会福祉施設等の災害復旧事業に関するものでございます。

また、不用額は53億4,400万円余で、内容としましては、熊本地震に係る災害救助事業における市町村への支弁や、他県求償等の実績が見込みを下回ったものや、補助金等の執行残でございます。

以上、決算の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○坂田孝志委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。着座のまま御説明申し上げます。

す。

まず、今年度の定期監査の結果についてですが、健康福祉部への指摘事項はございませんでした。

次に、平成28年度決算説明をさせていただきます。

お手元の説明資料の2ページでございます。

歳入については、6ページまでございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、7ページからの歳出でございます。主なものについて御説明申し上げます。

まず、民生費の中の社会福祉総務費でございますが、支出済み額として13億6,298万円となっております。主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額1億2,420万円余につきましては、地域支え合いセンターの設置・運営支援事業の実績減に伴う執行残などがございます。

8ページの災害救助費をお願いいたします。

支出済み額は820億5,762万円余となっております。主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額18億119万円余につきましては、みなし仮設住宅入居費用、県内市町村繰越支弁、他都道府県求償等の応急救助費用及び災害弔慰金の実績が見込みを下回ったことによる執行残などがございます。

下段の公衆衛生総務費でございますが、支出済み額は7,463万円余となっております。主な事業は、資料の備考欄に記載のとおりでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

上段の保健環境科学研究所費でございますが、宇土市にございます同研究所の運営費でございます。支出済み額は、3億2,201万円余となっております。

なお、不用額1,658万円余は、同研究所の管理運営費に係ります執行残などがございます。

次の保健所費でございますが、支出済み額としては16億1,144万円余となっております。主な事業は、県下10カ所の保健所の運営に係る経費でございます。

なお、不用額1,562万円余は、人件費及び保健所の管理、運営に係る執行残などがございます。

健康福祉政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○厚地健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、平成28年度の決算の説明をさせていただきます。

お手元の説明資料10ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、10ページの使用料及び手数料、11ページ中ほどから記載しております国庫支出金、13ページの財産収入、14ページの諸収入とございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出につきましては主なものを御説明させていただきますので、15ページをお願いいたします。

まず、3段目の公衆衛生総務費でございますが、支出済み額として4億6,325万円余となっております。主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、9,863万円余の不用額が生じておりますが、これは、主に肝炎対策事業のうち肝炎治療の医療費助成の申請件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

上段の予防費でございますが、支出済み額

が2億3,590万円余となっております。

不用額につきましては、1,298万円が生じておりますけれども、これは、主に風疹の抗体検査費助成の申請件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

また、下段の食品衛生指導費でございますが、支出済み額が4億649万円余となっております。1,335万円余の不用額が生じてございますが、これは、主に震災の影響で屠畜検査の申請件数が減少したことによるものでございます。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課の谷口でございます。

決算について御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、説明資料の18ページをお願いいたします。

このページの使用料、手数料、次の19ページ中ほどの国庫支出金、次の20ページの上段の繰越金、2段目の諸収入までの全ての歳入におきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

補足説明をさせていただきます。恐れ入りますが、19ページにお帰りをいただきたいと思っております。最下段をごらんください。

災害復旧費国庫補助金の社会福祉施設災害復旧費助成の予算現額と収入済み額の差が24億8,600万円余と大きくなってございますが、これは、後ほど歳出で御説明をいたします老人福祉施設等災害復旧事業について、事業件数の8割以上が翌年度に繰り越したことが主な理由でございます。

また、21ページをごらんください。

過年度収入の年度後返納につきましては、収入済み額は147万円余となっておりますが、これは、軽費老人ホーム事務費補助金の過年度に助成をしました補助金の額の再確定

に伴います社会福祉法人からの返納金でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

歳出について御説明をいたします。

民生費、社会福祉費のうち社会福祉総務費でございますが、支出済み額は4億5,642万円余となっております。事業の概要につきましては、資料記載のとおりでございます。

不用額の1,198万円余につきましては、介護福祉士修学資金等貸付事業費補助、県負担分における当初の見込みに対する実績が少なかったことによる執行残でございます。

次に、老人福祉費でございますが、支出済み額は10億9,484万円余となっております。事業の概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。

翌年度繰越額が1億6,745万円余でございますが、こちらにつきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明をいたします。

不用額の5,358万円余につきましては、施設開設準備経費助成特別対策事業において、計画をされておりました施設整備の採択取り消し等に伴います執行残でございます。

次に、23ページ中ほどの老人福祉施設費でございますが、支出済み額は10億9,215万円余となっております。事業の概要につきましては、資料記載のとおりでございます。

翌年度繰越額が8億2,160万円でございますが、後ほど別冊の附属資料で御説明をいたします。

不用額の1億5,166万円余につきましては、事業概要にあります介護基盤緊急整備等事業において、計画をされておりました施設整備の採択取り消し等による執行残でございます。

次に、最下段の災害復旧費、民生災害復旧費の民生施設補助災害復旧費でございますが、支出済み額は1億164万円余となっております。事業の概要につきましては、資料記

載のとおりでございます。

翌年度繰越額が31億4,605万円余でございますが、後ほど別冊の附属資料で御説明をいたします。

続きまして、別冊の附属資料の1ページをお願いいたします。

繰越事業の説明をさせていただきます。

上段の指定サービス事業者管理事業につきましては、介護保険の制度改正内容の確定がおくれ、対応するためのシステム改修が年度内に完了しなかったことから、繰り越したものでございます。

次の施設開設準備経費助成特別対策事業につきましては、この後御説明をいたします介護基盤緊急整備等事業における施設整備に不測の日数を要し、開設日がおくれたことに伴い、本事業につきましても、年度内の執行ができず、繰り越したものでございます。

次の老人福祉施設整備等事業につきましては、施設整備の基本計画の変更及び労務者確保等に不測の日数を要しましたことから、繰り越したものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

上段の介護基盤緊急整備等事業につきましては、施設整備の実施設計、建築確認等に不測の日数を要したことなどから、繰り越したものでございます。

次の老人福祉施設等災害復旧事業につきましては、熊本地震の影響により資材等の確保が困難であったこと等から、繰り越したものでございます。

次の老人福祉施設等設備災害復旧事業につきましては、国の交付要綱が3月に示され、事業実施期間が不足したことから、繰り越したものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○下山認知症対策・地域ケア推進課長 認知

症対策・地域ケア推進課の下山でございます。

説明資料のほうにお戻りください。説明資料の24ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

使用料及び手数料、国庫支出金並びに25ページのほうの財産収入、繰入金及び諸収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、27ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

民生費、社会福祉費の老人福祉費でございますが、支出済み額として248億6,191万円余となっております。事業の概要につきましては、備考欄のとおりでございます。

7,070万円余の不用額が生じておりますが、権利擁護人材育成事業等における市町村等の実績額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

28ページのほうをお願いいたします。

公衆衛生費の公衆衛生総務費でございますが、支出済み額として759万円余となっております。事業の概要につきましては、同じく備考欄のとおりでございます。

318万円余の不用額が生じておりますが、在宅医療普及啓発・機能強化事業等における研修回数削減による執行残でございます。

医薬費の医務費でございますが、支出済み額として742万円となっております。事業の概要につきましては、備考欄のとおりでございます。

129万円余の不用額が生じていますが、在宅歯科診療器材整備事業における歯科診療所等の実績額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○島川社会福祉課長 社会福祉課の島川で

ざいます。

平成28年度の決算について御説明いたします。

資料29ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

29ページの使用料及び手数料、国庫支出金から32ページの財産収入、33ページの繰入金、繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

下段、諸収入につきましては、164万円余の不納欠損額、7,288万円余の収入未済額がございますが、後ほど附属資料にて御説明いたします。

次に、35ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

民生費のうち、上段、社会福祉総務費でございますが、不用額543万円余につきましては、民生委員費等の執行残でございます。

下段の遺家族等援護費の不用額1,274万円余は、永住帰国された中国残留邦人の方への扶助費等の所要額が見込み額を下回ったものでございます。

36ページをお願いいたします。

生活保護総務費の不用額8,287万円余につきましては、生活困窮者総合相談支援事業、保護施設整備費(平成27年度経済対策分)等の執行残でございます。

37ページをお願いいたします。

扶助費で不用額5億7,686万円余は、生活保護費所要額が見込み額を下回ったためによるものでございます。

続きまして、別冊資料3ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

西原村にあります救護施設「真和館」ほか1カ所で、平成28年9月補正で計上した事業でございます。

国の交付要綱が3月に示され、事業実施期間が不足し、繰り越したものでございます。事業は全て完了しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

収入未済について御説明いたします。

平成28年度歳入決算の状況でございますが、上段の生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金におきまして、205万円余、3段目の雑入におきまして、4,000円の収入未済額が生じております。この2つは、生活保護世帯からの夢応援資金貸し付けに係る償還金及び遅延利息でございます。

卒業後、継続した就労につながらず、アルバイトや傷病等による経済的理由で償還が滞っているものでございます。

また、2段目の生活保護費返還徴収金におきまして、7,058万円余、最下段の年度後返納におきまして、24万円余の収入未済額が生じております。いずれも、債務者が生活保護受給中や生活困窮の状況にあり、返済能力が低いことから収入未済となったものでございます。

9ページをお願いいたします。

収入未済額の推移でございますが、2段目の生活保護費返還徴収金につきましては、ふだんから未収金縮減に取り組んでいるところですが、現金、預金等の資産調査及び市町村税務課への課税調査等の徹底、過年度未収金の累積化などに伴いまして増加しております。

次に、収入未済額の状況でございます。

最下段をごらんください。

合計197件のうち、定期的に分割納付が行われているものが100件、生活困窮により償還が滞っているものが88件、その他財産調査中及び破産免責確定等によるものが9件となっております。

10ページをお願いいたします。

未収金対策でございますが、生活保護費返

還徴収金の債権管理の強化としまして、白丸の2番目に記載してありますように、年2回催告強化期間を設定し、未収金回収に向けた家庭訪問等を実施しております。

県福祉事務所への指導の徹底としまして、白丸の4番、6番目でございますが、福祉事務所からの未収金報告に対し、本庁社会福祉課から対策コメントをフィードバックするとともに、徴収率の低い福祉事務所に対しては、目標達成に向けた取り組み計画の策定を指示しております。

また、平成28年4月から、生活保護費未収金滞納整理員を社会福祉課に設置し、取り組んでいるところでございます。

今後、債権発生防止のための生活実態の把握や収入申告義務の一層の徹底、債権発生時の持たせない、使う暇を与えない迅速な対応など、早期発見、早期対応に力を入れ、未収金の縮減に努めてまいります。

次に、生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金でございますが、白丸の1番、3番目に記載のとおり、貸し付け申請時に、借り受け人、連帯借り受け人に対し、償還に対する十分な意識づけを行うとともに、ケースワーカーと連携し、償還督促に努めているところでございます。

引き続き、家庭訪問や電話等による催告により未収金解消に努めてまいります。

24ページをお願いいたします。

不納欠損についてですが、生活保護費返還徴収金及び年度後返納につきまして、債務者の破産免責確定等のため、4件、164万円余を不納欠損処分としております。

社会福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○吉田子ども未来課長 子ども未来課の吉田でございます。

それでは、平成28年度決算を御説明いたします。

説明資料のほうにお戻りいただいて、38ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

分担金及び負担金の上から3段目の未熟児養育費負担金につきまして、不納欠損、収入未済がございます。後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

その下の使用料及び手数料及び次ページから40ページにかけての国庫支出金につきましては、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

なお、40ページ最下段の社会福祉施設災害復旧費補助に係る予算現額と収入済み額との差につきましては、平成29年度への繰り越し等によるものでございます。

41ページをお願いいたします。

財産収入、繰入金、諸収入につきましては、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

次に、歳出について、主なものを御説明いたします。

43ページをお願いいたします。

1段目の児童福祉総務費につきましては、1億8,400万円余の不用額が生じております。これは、放課後児童クラブ運営費等の児童健全育成事業における市町村の所要額の減などによるものでございます。

翌年度繰越額7,900万円余につきましては、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

次の児童措置費につきましては、3億5,500万円余の不用額が生じております。これは、保育所等に対する施設型給付費の県負担金の見込み減によるものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

児童福祉施設費につきまして、4,900万円余の不用額が生じております。これは、延長保育等の特別保育総合推進事業におきまして、市町村の所要額の減などによるものでございます。

次に、公衆衛生総務費につきましては、1億5,500万円余の不用額が生じております。これは、小児慢性特定疾病対策事業におきまして、実績額の見込み減などによるものでございます。

45ページをお願いいたします。

民生施設補助災害復旧費につきましては、3億800万円余の不用額が発生しております。これは、保育所等の災害復旧費で、申請件数の見込み減によるものでございます。

翌年度繰越額10億2,500万円余につきましては、後ほど別冊資料のほうで御説明いたします。

それでは、別冊の附属資料をお願いいたします。4ページをお願いいたします。

繰越事業について、まず御説明いたします。

まず、1段目の放課後児童クラブの施設整備につきましては、国の内示が12月に示され、年度内竣工が困難になり、繰り越したものでございます。

2段目の地域少子化対策重点推進事業につきましては、国の経済対策に伴い、本年2月に予算化した市町村の事業でございまして、全額を繰り越したものでございます。

3段目、4段目につきましては、熊本地震に伴う保育所等の施設や設備の災害復旧事業で、年度内竣工が困難となり、繰り越したものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

未熟児養育医療費に伴う保護者負担金に係る収入未済についてでございます。

まず、1の平成28年度歳入決算の状況につきましては、不納欠損額が5万7,000円、収入未済額が21万2,000円となっております。

2の収入未済額の推移につきましては、平成27年度から28年度にかけて11万円余の減額となっております。

3の収入未済額の状況につきましては、債務者数は9名で、分割納付中が1名、生活保

護等の生活困窮が3名、電話や文書への応答がない非協力的なものが5名となっております。

4の不納欠損対策でございますが、債務者全員の資産調査を行い、平成28年度は2名が完納、2名が一部納付となりました。今後も、粘り強く未収金解消に努めてまいります。

最後に、25ページをお願いいたします。

不納欠損処分でございます。

未熟児養育医療費負担金につきましては、所在不明等により時効中断の措置がとれず、債権が消滅した4名分の7件、5万7,000円を不納欠損処分としております。

子ども未来課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課富永でございます。

説明資料にお戻りください。説明資料の46ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

一番上でございます分担金及び負担金の児童保護費負担金については、不納欠損と収入未済がございますので、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

次の使用料及び手数料、国庫支出金、それから次の47ページ、財産収入につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

47ページをお願いします。

国庫補助金のひとり親対策事務費補助と児童福祉施設整備費補助については、国から示された内示額が予算額を下回ったため、予算現額と収入済み額にそれぞれ差が生じております。

社会福祉施設災害復旧費補助につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

48ページをお願いいたします。

上から2段目の児童福祉施設等運営受託事業収入は、県立の児童自立支援施設、清水が

丘学園への熊本市による措置児童の入所が見込みより少なかったため減額となりました。

一番下の年度後返納は、収入未済がござい
ますので、後ほど附属資料で御説明いたしま
す。

歳入については以上です。

次に、歳出の主なものについて御説明いた
します。

50ページをお願いいたします。

下の段の児童措置費です。

主な事業は備考欄に記載のとおりですが、
不用額は、児童手当市町村交付金の実績額が
見込みよりも少なかったことなどによるもの
です。

次に、51ページをごらんください。

上段の母子福祉費です。

主な事業は備考欄に記載のとおりですが、
不用額は、ひとり親家庭等医療費助成事業の
実績額が見込みよりも少なかったことによる
ものです。

次に、児童福祉施設費です。

主な事業は備考欄に記載のとおりですが、
不用額は、児童養護施設退所者等に対する自
立支援資金貸付事業に係る事務費の実績額が
見込みよりも少なかったことなどによるもの
です。

次に、52ページをごらんください。

民生施設補助災害復旧です。

繰越事業ですので、後ほど附属資料で御説
明いたします。

次に、母子父子寡婦福祉資金特別会計、53
ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段の貸付金償還元金と最下段の年度後返
納について、不納欠損と収入未済があります
ので、後ほど附属資料で御説明いたします。

54ページをお願いいたします。

歳出でございます。

不用額は、貸し付けの実績が見込みよりも
少なかったことによるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いいた
します。

附属資料の5ページをお願いいたします。

まず、繰越事業について御説明いたしま
す。

児童福祉施設災害復旧事業です。

2施設において、資材等の確保が困難であ
ったため、年度内に工事が完了せず、繰り越
すものでございます。

次に、収入未済について御説明いたしま
す。

12ページをお願いいたします。

児童保護費負担金の収入未済でございま
す。これは、児童養護施設等への児童の入所
措置に伴い、その保護者から負担をいただく
ものでございます。

収入未済額が3,100万円余となっております
。その要因といたしましては、全体的に所
得が低い世帯が多いことによるものでござい
ます。

次に、2の収入未済額の推移ですが、28年
度は、前年度から額にして140万円余の増と
なっております。

次に、3の平成28年度収入未済額の状況で
すが、債務者数は215名となっております。
そのうち、生活困窮によるものが74名と、全
体の約3分の1を占めております。

13ページをお願いいたします。

未収金対策でございます。

債務者に対して、預金調査を実施し、預金
があった債務者に対しては差し押さえ予告書
を送付することで、一括返済や分割納付につ
ながったケースがございました。

未然防止対策について、保護者への意識づ
けとして、この負担金の制度等について御説
明を十分に図っているところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたしま
す。

児童扶養手当の返納金の収入未済でござい
ます。これは、児童扶養手当を受ける資格を

失った後にも手当を受給していたため、返納が発生したものでございます。

収入未済額が1,800万円余となっております。こちらにつきましては、年々減少しております。28年度は、前年度から額にして160万円余の減となっております。

収入未済額でございますが、債務者は58名となっております、最も多いのが分割納付中の52名でございます。

15ページをお願いいたします。

4の未収金対策ですが、年金事務所への年金受給一斉照会等の実施、また、債務者を徴収の困難性により4分類に分け、効率的な管理・徴収活動に取り組んでおります。

引き続き、本庁、出先一体となって、各種取り組みの定着と徹底を図っていくこととしております。

次に、16ページをお願いいたします。

母子家庭等に対しまして、学校の入学金や授業料等を貸し付ける母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金に関するもので、収入未済額は、年度後返納分と合わせて4,200万円余となっております。

17ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況ですが、債務者は251名、半分以上の129名が分割納付中ですが、生活困窮により償還が滞っている債務者が96名と多くなっております。

次に、不納欠損処分について御説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

備考欄に記載のとおり、児童保護費負担金について、債務者の生活困窮等により納付ができずに債権が消滅いたしました596件につきまして、不納欠損処分としております。

27ページをお願いいたします。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金について、貸し付けの相手方の連帯保証人が破産したため、今後の回収の見込みがないものとして、1件、40万円余を不納欠損処分として

おります。

子ども家庭福祉課は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○奥山障がい者支援課長 障がい者支援課の奥山でございます。

平成28年度の決算の説明をさせていただきます。

資料の55ページをお願いいたします。

歳入について、主なものを御説明いたします。

まず、分担金、負担金については、3段目の児童保護費負担金で、不納欠損が46万円、収入未済額が、2段下のこども総合療育センター負担金と合わせまして470万円余ございます。詳細につきましては、後ほどまとめて附属資料で御説明いたします。

次に、使用料と手数料でございますが、2ページ進んで57ページの2段目をお願いいたします。

こども総合療育センター使用料は、県立のセンターにおける診療収入ですが、収入未済額が、次の58ページの3段目にございますこども総合療育センター手数料と合わせて1万8,000円となっております。後ほど説明いたします。

次に、国庫支出金ですが、61ページをよろしくお願いください。

4段目の障害者福祉施設整備費補助と、さらにちょっと2ページ進んでいただきまして63ページ2段目に社会福祉施設災害復旧費補助とがございますが、いずれも施設整備費でありまして、事業を翌年度に繰り越したことから、予算現額と収入済み額との差が生じております。繰越事業については、後ほどまとめて附属資料で説明させていただきます。

次の財産収入と64ページの寄附金、65ページの繰越金については、いずれも不納欠損及び収入未済はございません。

続きまして、諸収入ですが、66ページの4

段目をごらんください。

年度後返納について、収入未済額が2万7,000円ございます。後ほど説明させていただきます。

次に、歳出について、主なものを説明いたします。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

68ページをお願いいたします。

障害者福祉費において、2億8,900万円余の不用額が生じております。これは、主に重度心身障害者医療費助成事業及び精神通院医療費の医療費助成実績が所要見込み額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、69ページの最下段の児童措置費は、障害児施設に入所、通所する児童に係る費用などですが、2,500万円余の不用額が生じております。これは、主に対象児童数などが見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、70ページの中段の児童福祉施設費ですが、3,400万円余の不用額が生じております。これは、主に県立のこども総合療育センターの措置入園児数及びセンターの非常勤職員の任用実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、71ページの下段をお願いいたします。

精神保健費について、1,500万円余の不用額が生じております。これは、主に精神科病院への措置入院や通院に係る診療報酬の審査件数が見込みを下回ったことや、市町村等自殺対策推進事業の市町村等における執行額が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、72ページの下から2段目をお願いいたします。

民生施設補助災害復旧費について、1億円余の不用額が生じております。これは、障害者福祉施設の災害復旧費に係る所要額の精査

によるものでございます。

次に、繰越事業について、附属資料の6ページをお願いいたします。

障がい者支援課で5項目ございますが、2段目までが通常分の障害者福祉施設の整備費、3段目以降が熊本地震に係る災害復旧費です。合わせて19億4,443万円余の繰り越しを行っております。

障害者福祉施設整備費において、建物の配置等、基本計画の策定に時間を要したことや、災害復旧事業において、熊本地震の影響により資材等の確保が困難であったことなどの理由により繰り越しとなったものでございます。

次に、収入未済について御説明いたします。

18ページをお願いいたします。

まず、児童保護費負担金につきましては、470万8,000円の未収金が発生しております。これは、障害児施設への入所措置に伴う扶養義務者負担金でございます。

債務者が52名おりますが、生活困窮や納入に関する協力が得られない等のために納入がなされていないものです。

次に、19ページですが、こども総合療育センター負担金の未収金が7万4,000円ございます。これは、センターへの入所措置に伴う扶養義務者負担金です。

債務者2人のうち、1名が分割納付中で、1名が債務の否認のために納入がなされていないものでございます。いずれについても、下段に記載のとおり、電話や文書による催告及び預金調査等を実施し、徴収促進に努めております。

また、新規債務者に対しては、負担金の制度の仕組み等について十分説明を行うほか、口座振替を推奨するなどを行っております。

次に、20ページをお願いいたします。

こども総合療育センター使用料の未収金が1万2,000円ございます。これは、センター

への外来医療費の本人負担分等でございますが、保護者の生活困窮などにより未収金となったものですが、現在分割納付中となっております。

次に、21ページですが、こども総合療育センター手数料の未収金が5,000円ございます。これは、医師の診断書発行に伴う手数料でございますが、生活困窮等により未収金となったものでございます。

いずれにつきましても、下段に記載のとおり、電話や文書による催告等により徴収促進に努めております。また、診断書交付の際は、現金と引きかえに渡すなどの未然防止策も講じております。

次に、22ページをお願いいたします。

年度後返納による未収金が2万7,000円ございます。これは、過年度分の心身障害者扶養共済の過払い年金でございますが、1件が分割納付中であり、現在、分納計画に基づいた納付が行われております。

最後に、不納欠損について御説明いたします。

28ページをお願いいたします。

児童保護費負担金に係る不納欠損が、合計で108件、46万円生じております。これは、債務者の生活困窮等により納付ができず債権が消滅したものについて、不納欠損処理を行ったものでございます。

以上で障がい者支援課の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松岡医療政策課長 医療政策課の松岡でございます。

資料は、説明資料のほうの74ページをお願いいたします。

歳入について、主なものを説明いたします。

74ページの使用料及び手数料、そして75ページ、76ページの国庫支出金、それから77ペ

ージの財産収入、78ページの繰入金まで、不納欠損額、収入未済額はございません。

79ページの2段目の諸収入についてですが、289万円余の収入未済額があります。これは、次の80ページをお願いいたします。

上段に、看護師等修学資金貸付金償還金でございますが、詳細は後ほど附属資料で説明させていただきます。

81ページの歳出について御説明いたします。

公衆衛生総務費について、不用額が1億1,408万円余ございますが、医師確保総合対策事業などの所要額が当初見込みを下回ったことなどによるものでございます。

また、繰越額が1億8,738万円余ございます。後ほどまとめて説明をいたします。

82ページをお願いいたします。

下段の医務費に、不用額が730万円余ございます。へき地医療施設運営費補助などが当初見込みを下回ったことなどによるものでございます。

83ページをお願いします。

保健師等指導管理費の不用額1,745万円余ございますが、看護職員確保総合推進事業において、一部の事業で取り下げがあったことなどによるものでございます。

繰越額2,426万円余につきましては、附属資料のほうで御説明いたします。

附属資料の7ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明します。

3つの明許繰り越しがございますが、1段目の医療施設消防用設備整備費は、スプリンクラーの整備補助ですけれども、熊本地震による影響で事業者が整備計画の変更等に時間を要するというので繰り越したものでございます。

2段目の回復期病床転換施設整備事業は、その根拠となります熊本地域医療構想、当初は昨年10月ごろの策定を予定しておりましたが、震災後の復旧業務を優先したことから

ら、ことし策定となりました。したがって、事業費の全額を繰り越したものでございます。

下段の看護職員確保総合推進事業、こちらは、入札不調等によりまして年度内整備が困難となりましたので、繰り越しをしたものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

収入未済について御説明いたします。

看護師等修学資金貸付金償還金につきましては、289万円余の収入未済がございます。

この修学資金は、卒業後、県内の地域の病院や診療所等において、5年間継続して看護業務に従事した場合に返還が免除されるものですけれども、免許が取得できないあるいは県外の病院等に勤務された場合には、返還義務が生じるものでございます。

3の収入未済額の状況の表ですが、現在8名の債務者がいらっしゃいます。いずれも経済的な状況によって返還が滞った方でございます。

回収に当たりましては、4の未収金対策の①に記載しておりますが、本人や連帯保証人に対して、生活状況等を確認した上で、分納などの確約をとって、滞納の累積防止に取り組んでおります。

なお、新規の貸し付け者につきましては、②に記載のとおり、個人面談等を行って修学資金の趣旨や制度に対する説明を十分行い、新たな未収金の発生防止に取り組んでおります。

医療政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○早田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課の早田でございます。

資料は、お戻りいただきまして、説明資料の84ページをお願いいたします。

歳入につきまして、主なものを説明させていただきます。

国庫支出金、財産収入につきまして、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

85ページをお願いいたします。

繰入金、諸収入について、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、上段、繰入金の国民健康保険広域化等支援基金繰入金につきまして、予算現額と収入済み額との比較が1,395万円余の減となっておりますが、これは、市町村の国民健康保険財政の健全化を支援する貸付金が見込みより少なかったことによる基金取り崩し額の減額によるものでございます。

下段、諸収入の市町村精算返納金につきましては、予算現額と収入済み額との比較が591万円の増となっておりますが、これは、国民健康保険調整交付金の減額変更交付決定に伴い返還が生じたためでございます。

続きまして、86ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを説明させていただきます。

上段が国民健康保険事業に係るもの、下段が後期高齢者医療等に係る費用でございます。

上段の国民健康保険指導費について、不用額9,936万円余が生じております。これは、備考欄に記載しておりますように、高額医療費共同事業負担金が見込みより少なかったこと、国民健康保険広域化等支援事業による市町村への貸付金が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○岡崎健康づくり推進課長 健康づくり推進課岡崎でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の87ページをお願いいたします。

使用料及び手数料、国庫支出金、次の88ペ

ージの諸収入がございますが、これらはいずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

なお、戻っていただきまして、87ページの上から3段目、調理師関係手数料につきまして、予算現額に対します収入済み額との差額が480万円余となっておりますが、これは、熊本地震により調理師試験受験者が減になったことによるものでございます。

次に、歳出でございます。

89ページをお願いいたします。

衛生費でございます。

公衆衛生総務費の主な事業は、備考欄に記載しているとおりでございます。

不用額の1億9,766万5,000円のうち主なものは、指定難病医療費及び原爆被爆者に対する手当支給、これらが当初見込みを下回ったことによる執行残でございます。

90ページをお願いいたします。

予防費でございます。

これはハンセン病に関する事業費で、不用額の154万4,000円は、扶助費等の執行残でございます。

健康づくり推進課は以上でございます。

○大川薬務衛生課長 薬務衛生課の大川でございます。

まず、歳入について御説明させていただきます。

説明資料の91ページから92ページの使用料及び手数料、92ページの国庫支出金、92ページから93ページの諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、それぞれの収入において、予算現額と収入済み額とに差が生じておりますが、その主な理由は備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、歳出について、主なものを御説明させていただきます。

96ページをお願いいたします。

薬務費について、不用額581万円余が生じ

ておりますが、これは、特殊疾病の緊急治療に用いるワクチン等の需要がなかったため、国有ワクチンの払い下げの経費が不要であったこと、薬局薬剤師による在宅医療を推進するための在宅訪問薬局支援体制強化事業の所要額が見込みより少なかったことなどによる執行残でございます。

薬務衛生課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂田孝志委員長 以上で、健康福祉部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○田代国広委員 不納欠損についてお尋ねしてみたいと思います。

結構、それぞれの課で不納欠損が出ております。その原因は、生活の困窮と申しますか、低所得者ゆえに不納欠損が発生したようになっておりますが、中には払わない人と払えない人、払えない人の場合はやむを得ない——中には、払わない人みたいな人はいないですか、この中に。払わないような人はいない。

○野尾健康福祉政策課長 不納欠損につきましては、全庁的に、どういうルールでやるかというのを共有化してやるような仕組みがございます。田代委員がおっしゃったように、故意に払わない人に対して、不納欠損は、基本的には時効を停止して、再三催告していく、これが原則だろうと思っております。

今回上げました不納欠損につきましては、本当に資産調査をして、払えないんじゃないかと、そういうふうな結論に至ったものを不納欠損として処理したものと認識しております。

以上でございます。

○田代国広委員 課によっては、1件当たり

の不納欠損額が非常に少ないのがありますね、数千円しか滞納がないのが。ある課においては、1件で40万7,000円というような高額のものがあるわけですし、数千円の金が払えないというのは、実態社会の中で現存しているということ自体が、私の感覚では理解できないところがあるんですよ。

やっぱり税金ですから、当然借りた金は払うのが当たり前であるわけでございまして、確かに生活が苦しくて、こういった金を借りて生活しているわけですから、厳しいと思いますけれども、例えば2件で2万8,000円と1万何千円——何千円というのがあったような気がしたんですが、数千円、そういったものについても、やっぱり払えないからこうなっているんでしょうけれども、596件の219万ということになってくると、やっぱり結構、あんまり単価的には少ないんですけども、払えないからこうなったんだと思いますが、真面目に、例えばこういったことはないと思いますけれども、さっき言ったように、いささか払わない的な人がいたとするならば、真面目に払った人は非常に不公平と申しますか、になるわけでございますので、まあ、税の徴収の担当者の方々には、それなりにしっかりと徴収されているとは思いますが、やはり努めて不納欠損については、これから先もしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

それと、予算措置の中で、予算現額がゼロで、調定額が数百万とか1,000万とか、それが見られるんですね、この決算書の中で。当初予算現額ゼロで、調定額から始まっていくこと自体がなかなか……

○坂田孝志委員長 田代委員、何ページですか、教えてください。

○田代国広委員 結構見られるんですよ、雑入のところでは。やはりいろんなところで。

款項目の中で、目は制度上ここに書いてあるわけでしょうから、それならば、やっぱり目をつくるならば、ゼロじゃなくて予算を措置すべきだと思うんです。例えば、雑入で1,000万ぐらいつけるとかですね。本来、いつもこの雑入の場合は、おおむね毎年度歳入がっているものが、ここの列は多いんです。したがって、当初予算の中である程度雑入が入ってくる可能性は、前もってわかっていると思うんですよ。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課、48ページの一番下にございます年度後返納につきましては、予算現額がゼロで、調定額が2,076万8,000円発生しております。

これは、児童扶養手当を出したものの、年度後になって発生するもので、予測が不可能なものでございまして、この分につきましては、発生した時点で調定をさせていただくという形で進めております。

○田代国広委員 予測がつかないとおっしゃいましたが、収入未済額があるじゃないですか。当然、来年度、新年度で徴収している金でしょう。

○富永子ども家庭福祉課長 こちらの年度後返納につきましては、収入未済とは別に、償還が予定されている方ではなく、その年度に児童扶養手当を出していましたが、児童扶養手当の資格が途中でなくなったということで、そのお金を後で返還していただくことが発生したことによるものでございます。

○田代国広委員 じゃあ、例えば、ある年は予算現額ゼロで終わる年があるわけですか、年度によっては。

○富永子ども家庭福祉課長 こちらは、全くゼロということも予想されます。例えば、児

童扶養手当ですので、ひとり親家庭の方に対する児童扶養手当でございしますが、その児童扶養手当を出しているときに、例えば資格の要件がなくなる、御結婚なさるとか事実婚をなさるといふことで、年度の途中で児童扶養手当を受給する資格がなくなった場合に返還をしていただくといふことで、後で生じる可能性があるといふので、予算現額がゼロで、発生した時点で調定をするといふことでございませう。

○田代国広委員 じゃあ、当初はそういった予想は無理だといふふうに理解していいわけですか。

○富永子ども家庭福祉課長 はい、そうです。

○内野幸喜委員 社会福祉課にちょっとお聞きしたいんですが、部長の最初のこの中にも、施策推進上改善または検討を要する事項等の1点目、生活保護費のことが書いてあります。これはこれで私も大事なことだと思えます。こういうことをこれからもずっと徹底して行ってほしいなと思ふんですが、これを見ると、29ページ、生活保護受給者が見込みより減少したためと。

県については、町村分を負担しているわけですね。町村分を負担している。この減少したといふのは、1点目のこうした取り組みが功を奏したのかとか、また、今景気が回復してきているから減少したのかとかですね。これは、町村分だけではなくて、ほかの市の分も含めて、現状をちょっとお聞かせいただければなといふように思ふます。

○島川社会福祉課長 社会福祉課でございませう。

ここに書いてある主な見込み減の理由としましては、平成28年度は、熊本地震の影響に

よりまして生活保護受給者が大きく減少しております。そういう意味で、例えば県所管でいきますと、28年4月が2,328人から、3月末ではマイナス87人、市を含めて県全体ではマイナス947名といふことで、熊本地震の影響としまして減少といふことで、その意味で医療扶助、それと生活扶助、そういうものが大きく減少しているところでございませう。

○内野幸喜委員 じゃあ、熊本地震があつて、生活保護費ではない部分で手当があつたので、生活保護費を受給しなくてよかつたことなんですか。そこをちょっと。

○島川社会福祉課長 生活保護が減少した原因としては、1つは、景気回復による雇用情勢の動向といふことと、熊本につきましては、震災需要等による雇用先が確保できた、あるいは義援金、支援金等の支給によってさしよりの生活は自分たちでできるようになった、あるいは仮設住宅への入居によって家賃がかからなくなったとか、そういう理由によって生活保護者が減少しているといふ状況でございませう。

○内野幸喜委員 じゃあ、平成28年度に限定するのではなくて、今傾向としてはどういふ形、27年とか。

○島川社会福祉課長 社会福祉課でございませう。

県の全体の傾向としては、人員、世帯とも、平成27年10月から12月をピークとして、それ以降は減少傾向を示しておるといふところですね。国も同様の傾向です。

○内野幸喜委員 じゃあ、さっきの熊本地震といふことの話がありましたけれども、それとは別に、景気回復が多少はこの減少に影響しているといふことですね。という認識でい

いですかね。

○島川社会福祉課長 そうです。

○内野幸喜委員 わかりました。

○氷室雄一郎委員 関連しますけれども、この部長の説明の中で——今課長から説明ございましたけれども、人員が減っているということで、社会福祉課でございますけれども、ハローワークの臨時相談窓口を設置したとか、また、高齢者無料職業紹介所の活用と、こういうものが効果を発揮、対応の効果があらわれているのか。また、熊本震災の影響で増減が、非常に人員が減っているということですが、こういう職場を求める人たちが、このハローワーク等の窓口をどのくらい利用されているのか、ちょっとわかりますか。

○島川社会福祉課長 社会福祉課でございます。

部長のほうで、ハローワークとの連携ということで発言いただきましたけれども、ここで言うのは、就労支援といいますと、ハローワークとの連携とそれと福祉事務所における就労指導、2つやっております、全体的に、平成28年度におきましては、対象者は156名、就労意欲があっても仕事がないとかいう方をリストアップしまして、ハローワークとの連携によって仕事につけるといいう取り組みを行っております、結果的に、156名のうち就労についたあるいは保護廃止につながったというのが約44名いらっしゃいます。達成率としては、大体28%でございます。

先ほど言いました大きな流れとして、平成27年度、10月、12月をピークにして減少しておると——それは人員と世帯の話なんですけれども、申し上げましたけれども、その流れとこのハローワークとの連携というのは、直接的には関係は、少しはあると思いますけれ

ども、その大きな流れの中ではあんまり、まあ、これによって減少したということはなかなか難しいのかなということでございます。

○内野幸喜委員 先ほどちょっと話が出たんですが、例えば義援金とか一時金というのは、収入になるんですか。その分をいただいた被災者の方、生活保護を受給されている方で、被災者の方で、義援金とか一時金とかをいただいた方というのは、やっぱりその分だけ削減されるということなんですか。

○島川社会福祉課長 社会福祉課でございます。

基本的に、義援金等の使い道、例えば住宅改修とか補修とか、そういう目的が限られているものについては、自立更生費ということで控除するということになっております。それ以外に、全く使い道がないと、本人に聞いても将来的な使い道がないと、はっきりした目的がなければ、それを収入認定という形で、それは生活費に回していただくということになるかと思います。

以上です。

○村上寅美委員 ちょっと若干関連だけど、身体障害者のランクというのは何ランクまであるの、1から。

○奥山障がい者支援課長 ランクは1級から6級まで……

○村上寅美委員 1から……。

○奥山障がい者支援課長 1から6まででございます。

○村上寅美委員 そうすると、1から6までだから、1と6じゃ条件が違うわな、多分。私は、うちの総務部長から聞いたんですけど、

直接来ても、ハローワーク通しなさいて言いよるごたるもんね。直接来ても、面接に。面接はするけど、ハローワークを通じて採用しますて。何かそこは違うの。

○奥山障がい者支援課長 障害のある方が就労される際に、A型事業所、B型事業所とございますけれども、A型事業所に働く場合に、ハローワークを通して就労するということになる、ハローワークのほうから出る助成金というのもございますので……

○村上寅美委員 本人に。

○奥山障がい者支援課長 事業所のほうに出ることになります。

○村上寅美委員 一般は。それは身体障害者のときのあれですね、今の君の説明は。

○奥山障がい者支援課長 はい。

○村上寅美委員 一般はどうなんですか。健常者。

○奥山障がい者支援課長 健常者の場合は、それもさまざまハローワークにおいて雇用に関する助成金があるかと思いますが、済みません、詳細についてはちょっと私どものほうでは把握いたしておりません。

○村上寅美委員 なら、後で教えて。難しい話じゃないけど、そう言いよるごたるもんね。面接してから、ハローワークを通して採用しますから言うから、何かあるのかなと。何かあつとだろうね、利点がね。

○奥山障がい者支援課長 ハローワークを通じてある助成金については、後ほど御説明させていただきます。ただればと思います。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。よろございますか。——ないようでございますので、私のほうから1つ、各部局にかかわることでございますので、お尋ねいたします。

人員確保及び職員の健康管理について、3点ほどお尋ねします。

まず、昨年度の決算委員会におきまして、限られた人員で、通常業務に加えて、熊本地震からの復旧・復興業務を行うことが課題となっておりまして、職員に過度な負担が生じることのない適正な定員管理についても、改めて検討するよう求めてございます。

また、今年度の監査委員の審査意見書におきましても、増大する震災関連業務への的確な対応に向けて、1つ、任期つき職員の採用等によるマンパワーの確保、2つ目としまして、通常業務の継続見直し、民間委託の活用等を推進されたいとの意見があります。

そこで、まず1点目であります。業務量と人員体制について、課題とその対応状況をお尋ねします。

次に、時間外勤務について、審査意見書では、全体としては発災以前に戻りつつあるが、一部では依然として多い所属が見受けられるとありますが、時間外勤務の状況はどうか、その対応も含めてお尋ねいたします。

最後に、審査意見書には、健康管理サポートセンターの活用等により、職員の心身の健康管理に組織として十分配慮されたいとありますが、退職者等の状況と組織としての支援の状況はどうか。

以上、3点をお尋ねいたします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課から、部としての総括的な説明をさせていただきます。

まず、健康福祉部といたしましては、県民の安心、安全と、あと1つの大きな役割が、

震災からの復旧・復興業務を所管しているという状況でございます。

その中で、限られた人員、非常に、委員長おっしゃったように、数次の行革にわたり、知事部局の職員は減ってきております。その中で、先ほど申しましたような介護でございますとか、子育て、医療、国保など、国の社会保障制度のやはり改革というのは、年々スピードアップしているのが実情でございます。それにあわせて、今回の地震からの復興業務をどう進めていくかというのは、非常に大きな問題というふうに認識しております。

特に、昨年度というのは、総務部のほうから、地震発生後に、BCPをやりなさいという指示が出ました。その中でも、我が部といたしましては、BCPをやりながらも、やはりとめられない業務というのはたくさんございます。そういう中で、どうやっていくかということ、やはり総務部と議論をぎりぎりやって、やってきたという認識がございます。

しかし、やはり先ほど申しましたように、限られた人員をどう配分するかというのは、我が部としては、これだけくださいと要求をするんですけども、総務部とやはり、10人ください、いや、8人ですというふうな、こういう業務がありますというふうなやりとりをしながら、ぎりぎり詰めていったのが実情かと思っています。

やはり部の中でできることというのは限られたことでございますので、組織編成権を持っております総務部のほうとしっかりとした議論をしながら、先ほど申しましたような安全、安心と震災からの復興をどう進めていくかというふうな、この2つの事業課題に向けて、いろいろ考えながら、苦労しながらやってきたというのが、我が部としての課題と対応状況ということで御理解いただければと思います。

次に、時間外勤務の話でございますが、昨

年度は、特に健康福祉部の場合は多くございました。いわゆる80時間を超える職員数と申しますのが、上半期同期で比較してみますと、昨年度は延べ181名、実人員にいたしまして82名です。本年度の場合が、延べ人員が13名、実人員が8名です。

やはり地震発災後6カ月というのは、私たち健康福祉政策課を含めて、非常に死に物狂いのような状況でございました。特に、救助法というのは、健康福祉部のほうで全て持っております。あと、避難所に係ります衛生とか医療とか、それも全て健康福祉部です。ですから、全庁的に人をいろいろお願いして――健康福祉政策課だけで言いますと、私たちの課は、昨年、発災直後は27名でした。6月20日になったら53名までふえたんですけども、その間というのは、各部局から人をお願いして、延べ2,195名の方に健康福祉政策課に来ていただいて、いろいろな業務に当たらせていただいたと。

しかし、いろいろ来ていただいても、その本質的な業務というのは、職員が詳しくなけりゃ動かせませんので、我が部の職員に非常な負担がかかったのも事実です。ですから、先ほど申しましたように、28年度におきましては、延べで181名、実で82名の80時間を超える職員が出ております。

しかし、今回は、総務部のほうといろいろ協議をさせていただいて、地震後、もう既に復興業務を予定しておりましたので、そういうふうな組織編成をさせていただきましたので、先ほど言いましたような延べ人員で13名、実人員で8名、これは上半期に限ったことなんですけれども、そういうふうな80時間を超える時間外の職員が出ております。

震災前と比べましても、部の平均の月の時間外と申しますのが、平成27年度は18.5時間、今は21.3時間と、そう大きくは上回っておりません。ですから、監査の指摘事項にありますように、だんだんと発災以前に戻りつ

つあるのが現状でございます。

ですから、来年度に向けましても、しっかりと組織編成について総務部と協議をしながら、しっかりとした体制をとっていききたいと思っております。

最後に、いわゆる心の病気で休職している職員へのサポートでございます。

これにつきましては、総務部のほうから、心と体の健康管理指針というのが全庁的に出されております。それに基づきまして、休業開始前から職場復帰に向けた支援を行っております。

休業開始前後に、職員、所属長、産業医などによるサポート調整会議を開きまして、いつ復帰するかを決めます。それで、1カ月間の試し出勤、3カ月程度の試し勤務をして、復帰後も定期的にストレスの相談を産業医が実施するなど、総務と連携しながら、その職員が再発しないように、しっかりとサポート体制をとるようというところで、今、我々としては進ませていただいております。

ちなみに、その休職者の推移でございますが、昨年度と今年と同時点で比較しますと、減少傾向にあります。やはり、これらにつきましても、働きやすい職場、心の病が出ない職場を目指して、管理職、職員一丸となって働きやすい職場づくりを進めていきたいと思っております。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○坂田孝志委員長 これまで行革を進めながら、職員数が減ってきた中での今回の熊本震災が発生したわけでありまして。そして、これまでの間、それぞれの所属、また、管理職の皆さん方におかれましても、ふえ続ける業務の円滑な処理あるいは職員の健康管理のバランスをとるなど、苦慮されてきたことだろうと思っております。

業務が1つのところに過度に集中いたしま

すと、何らかの支障を来すことも出てくると思われますので、職員の業務状況を把握されまして、健康管理に配慮されるとともに、人員確保についても努めていただきたいと、このように思います。

それが繰越事業を抑えることにつながることであろうし、ひいては熊本震災からの復旧、復興にもつながる、加速化されると、このように思いますので、十分御配慮いただきたい、このように思います。

ほかにございませんか。——ないようでございますので、これで健康福祉部の審査を終了します。

次回の第6回委員会は、10月20日金曜日午前10時に開会し、午前に企業局と病院局の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いたします。

なお、委員会資料は、足元の資料袋の中に入れてありますので、御確認のほどよろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

本日は御苦労さまでした。

午後2時19分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長